

[illegible]

	1.1.4 工事実績情報 (CORINS)の 登録	※適用する 対象工事 ※工事請負金額 500万円以上 ・ ()																																				
3	1.1.7 別契約の 関連工事	建築工事、電気設備工事、機械設備工事などが別契約の場合の工事区分設け區分との取合 ※鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠、及びスリーブ補強 ※壁、天井の切り込み箇所の下地材の補強 ※壁、スラブを貫通するパイプ等のシーリング これらの補強は、標準詳細図などのとおりとし本工事とする。なお細部については監督員の指示による。																																				
4	1.3.3 電気保安技術者	電気保安技術者の適用： ・ 有 ・ 無																																				
⑤	1.3.5 施工条件	標仕1.3.5(1) 以外の施工条件： ・ 図示 ※現場説明書																																				
⑥	1.3.11 発生材の 処理等	発生者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無および処理方法 ・ 有 ・ 無 ・ 引渡しを要するもの () 引渡し場所 ※ 構内 ・ () ・ 特別管理産業廃棄物の処理方法 () 再生資源化を図るもの又は廃棄するもの ・ 有 ・ 無																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th><th>受け入れ施設名</th><th>所 在 地</th><th>搬出距離</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ コンクリート</td><td>・ 有筋 ・ 無筋</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ アスファルト</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 木材（チップ等）</td><td>生木等 塗装等</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 木材（縮減等）</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 廃プラスチック類</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 上記に示す受入れ施設は参考であり、実施にあたっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとす。なお、処分場の選定に当たっては、監督職員と協議する。 建設廃棄物処理計画書の作成 ・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成	分 類	受け入れ施設名	所 在 地	搬出距離	・ コンクリート	・ 有筋 ・ 無筋			・ アスファルト				・ 木材（チップ等）	生木等 塗装等			・ 木材（縮減等）				・ 廃プラスチック類															
分 類	受け入れ施設名	所 在 地	搬出距離																																			
・ コンクリート	・ 有筋 ・ 無筋																																					
・ アスファルト																																						
・ 木材（チップ等）	生木等 塗装等																																					
・ 木材（縮減等）																																						
・ 廃プラスチック類																																						
7	1.3.10 施工中の環境 保全等	騒音振動の防止 低騒音型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する 適用工事 (土、地業、コンクリート、舗装、植栽、取り壊し等)																																				
		4 節 材料																																				
⑧	1.4.1 環境への配慮	本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びブチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規程する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は可塑剤（フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 (4) 1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする 規制対象外 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築物材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 第三種品 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築物材料 ②建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 建材 本工事に使用する材料については、アスベストを含有しないものとする																																				
⑨	1.4.2 材料の品質等	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及他の証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りではない。 (1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること (2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保管等の営業体制を整えていること なお、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合も、あらかじめ監督職員の承認を受ける。																																				
⑩	1.5.2 技能士	下記により適用する技能士については、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種別</th><th>技能検定の職種</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工事</td><td>・ 鉄筋施工（鉄筋組立作業）</td></tr> <tr> <td>コンクリート工事</td><td>・ 型枠施工 ・ コンクリート圧送作業</td></tr> <tr> <td>鉄骨工事</td><td>・ 構造物鉄工作業</td></tr> <tr> <td>ブロック・ALCパネル施工</td><td>・ ブロック建築 ・ ALCパネル施工</td></tr> <tr> <td>防水工事</td><td>・ アスファルト防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ ウレタンゴム系弾性防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業</td></tr> <tr> <td>石工事</td><td>・ 石材施工（石張り施工）</td></tr> <tr> <td>タイル工事</td><td>・ タイル張り</td></tr> <tr> <td>木工事</td><td>○ 建築大工</td></tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td><td>○ 建築板金（内外装板金作業）</td></tr> <tr> <td>金属工事</td><td>・ 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）</td></tr> <tr> <td>左官工事</td><td>・ 左官</td></tr> <tr> <td>建具工事</td><td>・ サッシ施工 ・ ガラス施工 ・ 自動ドア施工 ・ 木製建具手加工作業</td></tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td><td>・ カーテンウォール施工 ・ サッシ施工 ・ ガラス施工</td></tr> <tr> <td>塗装工事</td><td>・ 塗装（建築塗装作業）</td></tr> <tr> <td>内装工事</td><td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表装（壁装作業）</td></tr> <tr> <td>植栽工事</td><td>・ 造園</td></tr> <tr> <td>景工事業</td><td>・ 景製作</td></tr> </tbody> </table> 工事の進捗率が概ね５０％に達した時期又は、躯体工事中（基礎地中梁、中間階及び最上階配筋完了時、鉄骨竣工完了時）及び内装工事等施工途中とする。 見本施工の実施 ・ 行う ※行わない	適用工事種別	技能検定の職種	鉄筋工事	・ 鉄筋施工（鉄筋組立作業）	コンクリート工事	・ 型枠施工 ・ コンクリート圧送作業	鉄骨工事	・ 構造物鉄工作業	ブロック・ALCパネル施工	・ ブロック建築 ・ ALCパネル施工	防水工事	・ アスファルト防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ ウレタンゴム系弾性防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業	石工事	・ 石材施工（石張り施工）	タイル工事	・ タイル張り	木工事	○ 建築大工	屋根及びとい工事	○ 建築板金（内外装板金作業）	金属工事	・ 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）	左官工事	・ 左官	建具工事	・ サッシ施工 ・ ガラス施工 ・ 自動ドア施工 ・ 木製建具手加工作業	カーテンウォール工事	・ カーテンウォール施工 ・ サッシ施工 ・ ガラス施工	塗装工事	・ 塗装（建築塗装作業）	内装工事	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表装（壁装作業）	植栽工事	・ 造園	景工事業	・ 景製作
適用工事種別	技能検定の職種																																					
鉄筋工事	・ 鉄筋施工（鉄筋組立作業）																																					
コンクリート工事	・ 型枠施工 ・ コンクリート圧送作業																																					
鉄骨工事	・ 構造物鉄工作業																																					
ブロック・ALCパネル施工	・ ブロック建築 ・ ALCパネル施工																																					
防水工事	・ アスファルト防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ ウレタンゴム系弾性防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業																																					
石工事	・ 石材施工（石張り施工）																																					
タイル工事	・ タイル張り																																					
木工事	○ 建築大工																																					
屋根及びとい工事	○ 建築板金（内外装板金作業）																																					
金属工事	・ 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）																																					
左官工事	・ 左官																																					
建具工事	・ サッシ施工 ・ ガラス施工 ・ 自動ドア施工 ・ 木製建具手加工作業																																					
カーテンウォール工事	・ カーテンウォール施工 ・ サッシ施工 ・ ガラス施工																																					
塗装工事	・ 塗装（建築塗装作業）																																					
内装工事	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表装（壁装作業）																																					
植栽工事	・ 造園																																					
景工事業	・ 景製作																																					
11	1.5.5 施工の確認等 （中間検査）	中間検査 ・ 行う ・ 行わない 行う場合は、下記時点を検査の目安とし、工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議して申し出ること。 ※中間検査時期 工事の進捗率が概ね５０％に達した時期又は、躯体工事中（基礎地中梁、中間階及び最上階配筋完了時、鉄骨竣工完了時）及び内装工事等施工途中とする。 見本施工の実施 ・ 行う ※行わない																																				

① 一般共通事項 続き	1.5.9 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設においては、パラジクロロベンゼンを加えた6物質）の濃度を測定し、監督職員に報告すること。測定はバンプ型採取機器により行う。なお、結果が良好でなかった場合には、監督職員と協議し対策を行うこと。 着工前の測定 行う 測定対象室と箇所数 図示 (1住戸 2居室) (3箇所)																																																																																																																																															
	1.7.1 完成図その他	7節 完成図等 完成図（施工図及び施工計画書を除く）※作成する ・作成しない 完成図の図様及び記入内容 ※完成の設計図 ・表1.7.1・（ ） 完成図の様式 完成図の作成方法 原図はCADで作成することとするが、作成できない場合は監督職員の承認による 原図のサイズ ・A1 ○A2 ・（ ） 提出する完成図の種類 ○A3縮小二つ折り製本 ※3部 ・（ ）部 ○原図サイズ二つ折り製本 ※1部 ・（ ）部 ・マイラベース（アセテート系） ※1部 ・（ ）部 ・電子納品データ ファイルフォーマット ※SXF(SFD)形式 オリジナルデータ ・DWG形式 ・DXF形式 ・JWW(JWC)形式 ・PDF形式 ・JPG形式 ・（ ）形式 施工図 工事完成後は、監督職員の指示する施工図を提出すること 保安に関する資料 ※作成する（提出部数 ※2部 ・（ ）部） ・作成しない 住戸数分の機材等の取扱説明書を設置工事分を含めて作成、提出すること 工事記録写真 下記のものを電子納品ファイル（案）に基づき撮影する 撮影箇所及び方法 については、「工事写真撮影ガイドブック（平成30年度版）」による																																																																																																																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>分 類</th> <th>規 格</th> <th>部 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿</td> <td>全量：⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿</td> <td>※1部 ・（ ）部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（検査状況）</td> <td>※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿</td> <td>⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿</td> <td>※1部 ・（ ）部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>・カメラ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td>※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿</td> <td>全量：⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿</td> <td>※3部 外観4面/棟 内部全状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（出来形時）</td> <td>・カメラ</td> <td>部分：⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿</td> <td>・（ ）部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要照会箇所</td> <td>※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿</td> <td>⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿</td> <td>※2部</td> <td>外観4面/棟</td> </tr> <tr> <td>電子データ</td> <td>・完成時写真 ・工事中写真 ・着工前写真</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電子データのファイル形式はJPEG（非可逆圧縮方式）、拡張子は「JPG」とし、有効画素数100万画素程度で撮影することとするが、黒色の文字が確認できない場合は100万画素の直近上位の画素数とする 撮影業者 ※監督職員の承認する撮影者 ・監督職員の承認する撮影業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 設計DL</td> <td>※図示による ・現地地盤の平均高さとし、監督職員の指示による</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 既存部分等への措置</td> <td>工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承認を受けて現状に準じて補修する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 部分使用</td> <td>この工事については、部分使用は ・有（図示） ・無し</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 一部完成</td> <td>この工事については、一部完成は ・有（図示） ・無し</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 住宅性能評価</td> <td>・適用する ※しない 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準の下記項目ごとに示した等級基準を満たすこと。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>性能評価項目</th> <th>等 級</th> <th>評 価 説 明</th> <th>等 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劣化の軽減</td> <td>劣化対策等級（構造躯体等）</td> <td>※2 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持管理への配慮</td> <td>維持管理対策等級</td> <td>※2 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断熱等性能等級</td> <td>断熱等性能等級</td> <td>※4 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温熱環境</td> <td>一次エネルギー消費量等級</td> <td>・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気環境</td> <td>ホルムアルデヒド対策</td> <td>※3 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>音環境</td> <td>重量床衝撃音対策 透過損失等級（外壁開口部）</td> <td>※2 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者等への配慮</td> <td>高齢者等配慮対策等級</td> <td>※3 ・（ ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨ 4.2.1.2.3 白蟻防除工事</td> <td>この工事については、（公社）日本しろあり対策協会（以下「協会」という）発行「防除施工標準仕様書」（以下「防除」という）による この項目に記載の【防】 内表示番号は、防除の当該項目を示す ※使用薬剤は、協会認定薬剤のうち、非有機リン系薬剤とする ※工事施工者は、原則として協会登録施工業者とする ※土壌処理 処理の適用区分 ※行う ・行わない 【防1.2】 処理の方法 ※帯状散布法、面状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う 【防1.3.(1)】 ・木材処理 処理の適用区分 ※行う ・行わない 【防1.2】 処理の方法 ※吹付け処理法、塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う ※処理の箇所 ※1.4.(2)①～⑥及び⑧に規定する箇所 ・隣室、倉庫、小部屋、間仕切り、軒、火打梁などと数軒又は軒桁との仕口面 ・2階梁、火打梁と間差との仕口面 ※保証書及び期間 白蟻防除工事について、下記事項を記載した5年保証書提出すること。なお、保証書については申請業者と白蟻防除工事施工業者と連帯とする。 (7)工事名称 (a)建物の所在地 (b)建物の構造・用途・面積 (c)白蟻防除工事の施工面積 (8)防除処理別並びに使用薬剤名、製造者名、施行年月日 (d)登録施工業者会費名簿 (9)施行した防除士の氏名及び登録番号・取得年月日・登録年月日 (e)保証期間 ※工事施工にあたり、協会発行「しろあり防除施工における安全管理基準」を遵守すること</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩ 鹿児島県トपाल発注制度の製品等</td> <td>製品名（ 施工箇所 ※図示による ・（ ））</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">② 仮設工事</td> <td>2.3.1 監督職員事務所</td> <td>5節 施工 規模、仕上げ、設備、備品等 ・設置する (・10㎡・20㎡・35㎡・65㎡・100㎡) 仕上げの程度 ※下表を標準とし、監督職員の指示による ・現場説明書による <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>仕 上 げ そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>板張り又はビニル床タイル</td> </tr> <tr> <td>内 壁・天井</td> <td>合板又は石膏ボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td> </tr> <tr> <td>屋 根</td> <td>着色鉄板又は鉄板張り調合ペイント塗り</td> </tr> <tr> <td>休 憩 室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※監督職員事務所には、監督員の指示を受け、電灯、給排水、その他設備を設ける。 ※備品の種類及び数量、※監督職員の指示による ・現場説明書による</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 工事用水</td> <td>構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償・無償）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 工事用電力</td> <td>構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる（※有償・無償）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table>	区 分	分 類	規 格	部 数	備 考	着工前	※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	全量：⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	※1部 ・（ ）部		（検査状況）	※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	※1部 ・（ ）部		工事中	・カメラ				完成時	※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	全量：⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	※3部 外観4面/棟 内部全状況		（出来形時）	・カメラ	部分：⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	・（ ）部		要照会箇所	※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	※2部	外観4面/棟	電子データ	・完成時写真 ・工事中写真 ・着工前写真					電子データのファイル形式はJPEG（非可逆圧縮方式）、拡張子は「JPG」とし、有効画素数100万画素程度で撮影することとするが、黒色の文字が確認できない場合は100万画素の直近上位の画素数とする 撮影業者 ※監督職員の承認する撮影者 ・監督職員の承認する撮影業者				④ 設計DL	※図示による ・現地地盤の平均高さとし、監督職員の指示による				⑤ 既存部分等への措置	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承認を受けて現状に準じて補修する				⑥ 部分使用	この工事については、部分使用は ・有（図示） ・無し				⑦ 一部完成	この工事については、一部完成は ・有（図示） ・無し				⑧ 住宅性能評価	・適用する ※しない 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準の下記項目ごとに示した等級基準を満たすこと。					<table border="1"> <thead> <tr> <th>性能評価項目</th> <th>等 級</th> <th>評 価 説 明</th> <th>等 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劣化の軽減</td> <td>劣化対策等級（構造躯体等）</td> <td>※2 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持管理への配慮</td> <td>維持管理対策等級</td> <td>※2 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断熱等性能等級</td> <td>断熱等性能等級</td> <td>※4 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温熱環境</td> <td>一次エネルギー消費量等級</td> <td>・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気環境</td> <td>ホルムアルデヒド対策</td> <td>※3 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>音環境</td> <td>重量床衝撃音対策 透過損失等級（外壁開口部）</td> <td>※2 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者等への配慮</td> <td>高齢者等配慮対策等級</td> <td>※3 ・（ ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	性能評価項目	等 級	評 価 説 明	等 級	劣化の軽減	劣化対策等級（構造躯体等）	※2 ・（ ）		維持管理への配慮	維持管理対策等級	※2 ・（ ）		断熱等性能等級	断熱等性能等級	※4 ・（ ）		温熱環境	一次エネルギー消費量等級	・（ ）		空気環境	ホルムアルデヒド対策	※3 ・（ ）		音環境	重量床衝撃音対策 透過損失等級（外壁開口部）	※2 ・（ ）		高齢者等への配慮	高齢者等配慮対策等級	※3 ・（ ）					⑨ 4.2.1.2.3 白蟻防除工事	この工事については、（公社）日本しろあり対策協会（以下「協会」という）発行「防除施工標準仕様書」（以下「防除」という）による この項目に記載の【防】 内表示番号は、防除の当該項目を示す ※使用薬剤は、協会認定薬剤のうち、非有機リン系薬剤とする ※工事施工者は、原則として協会登録施工業者とする ※土壌処理 処理の適用区分 ※行う ・行わない 【防1.2】 処理の方法 ※帯状散布法、面状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う 【防1.3.(1)】 ・木材処理 処理の適用区分 ※行う ・行わない 【防1.2】 処理の方法 ※吹付け処理法、塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う ※処理の箇所 ※1.4.(2)①～⑥及び⑧に規定する箇所 ・隣室、倉庫、小部屋、間仕切り、軒、火打梁などと数軒又は軒桁との仕口面 ・2階梁、火打梁と間差との仕口面 ※保証書及び期間 白蟻防除工事について、下記事項を記載した5年保証書提出すること。なお、保証書については申請業者と白蟻防除工事施工業者と連帯とする。 (7)工事名称 (a)建物の所在地 (b)建物の構造・用途・面積 (c)白蟻防除工事の施工面積 (8)防除処理別並びに使用薬剤名、製造者名、施行年月日 (d)登録施工業者会費名簿 (9)施行した防除士の氏名及び登録番号・取得年月日・登録年月日 (e)保証期間 ※工事施工にあたり、協会発行「しろあり防除施工における安全管理基準」を遵守すること				⑩ 鹿児島県トपाल発注制度の製品等	製品名（ 施工箇所 ※図示による ・（ ））				② 仮設工事	2.3.1 監督職員事務所	5節 施工 規模、仕上げ、設備、備品等 ・設置する (・10㎡・20㎡・35㎡・65㎡・100㎡) 仕上げの程度 ※下表を標準とし、監督職員の指示による ・現場説明書による <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>仕 上 げ そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>板張り又はビニル床タイル</td> </tr> <tr> <td>内 壁・天井</td> <td>合板又は石膏ボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td> </tr> <tr> <td>屋 根</td> <td>着色鉄板又は鉄板張り調合ペイント塗り</td> </tr> <tr> <td>休 憩 室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※監督職員事務所には、監督員の指示を受け、電灯、給排水、その他設備を設ける。 ※備品の種類及び数量、※監督職員の指示による ・現場説明書による	名 称	仕 上 げ そ の 他	床	板張り又はビニル床タイル	内 壁・天井	合板又は石膏ボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り	屋 根	着色鉄板又は鉄板張り調合ペイント塗り	休 憩 室					② 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償・無償）				③ 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる（※有償・無償）			
	区 分	分 類	規 格	部 数	備 考																																																																																																																																												
	着工前	※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	全量：⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	※1部 ・（ ）部																																																																																																																																													
	（検査状況）	※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	※1部 ・（ ）部																																																																																																																																													
	工事中	・カメラ																																																																																																																																															
	完成時	※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	全量：⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	※3部 外観4面/棟 内部全状況																																																																																																																																													
	（出来形時）	・カメラ	部分：⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	・（ ）部																																																																																																																																													
	要照会箇所	※⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	※2部	外観4面/棟																																																																																																																																												
電子データ	・完成時写真 ・工事中写真 ・着工前写真																																																																																																																																																
	電子データのファイル形式はJPEG（非可逆圧縮方式）、拡張子は「JPG」とし、有効画素数100万画素程度で撮影することとするが、黒色の文字が確認できない場合は100万画素の直近上位の画素数とする 撮影業者 ※監督職員の承認する撮影者 ・監督職員の承認する撮影業者																																																																																																																																																
④ 設計DL	※図示による ・現地地盤の平均高さとし、監督職員の指示による																																																																																																																																																
⑤ 既存部分等への措置	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承認を受けて現状に準じて補修する																																																																																																																																																
⑥ 部分使用	この工事については、部分使用は ・有（図示） ・無し																																																																																																																																																
⑦ 一部完成	この工事については、一部完成は ・有（図示） ・無し																																																																																																																																																
⑧ 住宅性能評価	・適用する ※しない 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準の下記項目ごとに示した等級基準を満たすこと。																																																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>性能評価項目</th> <th>等 級</th> <th>評 価 説 明</th> <th>等 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劣化の軽減</td> <td>劣化対策等級（構造躯体等）</td> <td>※2 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持管理への配慮</td> <td>維持管理対策等級</td> <td>※2 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断熱等性能等級</td> <td>断熱等性能等級</td> <td>※4 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温熱環境</td> <td>一次エネルギー消費量等級</td> <td>・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気環境</td> <td>ホルムアルデヒド対策</td> <td>※3 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>音環境</td> <td>重量床衝撃音対策 透過損失等級（外壁開口部）</td> <td>※2 ・（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者等への配慮</td> <td>高齢者等配慮対策等級</td> <td>※3 ・（ ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	性能評価項目	等 級	評 価 説 明	等 級	劣化の軽減	劣化対策等級（構造躯体等）	※2 ・（ ）		維持管理への配慮	維持管理対策等級	※2 ・（ ）		断熱等性能等級	断熱等性能等級	※4 ・（ ）		温熱環境	一次エネルギー消費量等級	・（ ）		空気環境	ホルムアルデヒド対策	※3 ・（ ）		音環境	重量床衝撃音対策 透過損失等級（外壁開口部）	※2 ・（ ）		高齢者等への配慮	高齢者等配慮対策等級	※3 ・（ ）																																																																																																																	
性能評価項目	等 級	評 価 説 明	等 級																																																																																																																																														
劣化の軽減	劣化対策等級（構造躯体等）	※2 ・（ ）																																																																																																																																															
維持管理への配慮	維持管理対策等級	※2 ・（ ）																																																																																																																																															
断熱等性能等級	断熱等性能等級	※4 ・（ ）																																																																																																																																															
温熱環境	一次エネルギー消費量等級	・（ ）																																																																																																																																															
空気環境	ホルムアルデヒド対策	※3 ・（ ）																																																																																																																																															
音環境	重量床衝撃音対策 透過損失等級（外壁開口部）	※2 ・（ ）																																																																																																																																															
高齢者等への配慮	高齢者等配慮対策等級	※3 ・（ ）																																																																																																																																															
⑨ 4.2.1.2.3 白蟻防除工事	この工事については、（公社）日本しろあり対策協会（以下「協会」という）発行「防除施工標準仕様書」（以下「防除」という）による この項目に記載の【防】 内表示番号は、防除の当該項目を示す ※使用薬剤は、協会認定薬剤のうち、非有機リン系薬剤とする ※工事施工者は、原則として協会登録施工業者とする ※土壌処理 処理の適用区分 ※行う ・行わない 【防1.2】 処理の方法 ※帯状散布法、面状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う 【防1.3.(1)】 ・木材処理 処理の適用区分 ※行う ・行わない 【防1.2】 処理の方法 ※吹付け処理法、塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う ※処理の箇所 ※1.4.(2)①～⑥及び⑧に規定する箇所 ・隣室、倉庫、小部屋、間仕切り、軒、火打梁などと数軒又は軒桁との仕口面 ・2階梁、火打梁と間差との仕口面 ※保証書及び期間 白蟻防除工事について、下記事項を記載した5年保証書提出すること。なお、保証書については申請業者と白蟻防除工事施工業者と連帯とする。 (7)工事名称 (a)建物の所在地 (b)建物の構造・用途・面積 (c)白蟻防除工事の施工面積 (8)防除処理別並びに使用薬剤名、製造者名、施行年月日 (d)登録施工業者会費名簿 (9)施行した防除士の氏名及び登録番号・取得年月日・登録年月日 (e)保証期間 ※工事施工にあたり、協会発行「しろあり防除施工における安全管理基準」を遵守すること																																																																																																																																																
⑩ 鹿児島県トपाल発注制度の製品等	製品名（ 施工箇所 ※図示による ・（ ））																																																																																																																																																
② 仮設工事	2.3.1 監督職員事務所	5節 施工 規模、仕上げ、設備、備品等 ・設置する (・10㎡・20㎡・35㎡・65㎡・100㎡) 仕上げの程度 ※下表を標準とし、監督職員の指示による ・現場説明書による <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>仕 上 げ そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>板張り又はビニル床タイル</td> </tr> <tr> <td>内 壁・天井</td> <td>合板又は石膏ボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td> </tr> <tr> <td>屋 根</td> <td>着色鉄板又は鉄板張り調合ペイント塗り</td> </tr> <tr> <td>休 憩 室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※監督職員事務所には、監督員の指示を受け、電灯、給排水、その他設備を設ける。 ※備品の種類及び数量、※監督職員の指示による ・現場説明書による	名 称	仕 上 げ そ の 他	床	板張り又はビニル床タイル	内 壁・天井	合板又は石膏ボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り	屋 根	着色鉄板又は鉄板張り調合ペイント塗り	休 憩 室																																																																																																																																						
	名 称	仕 上 げ そ の 他																																																																																																																																															
	床	板張り又はビニル床タイル																																																																																																																																															
	内 壁・天井	合板又は石膏ボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り																																																																																																																																															
	屋 根	着色鉄板又は鉄板張り調合ペイント塗り																																																																																																																																															
	休 憩 室																																																																																																																																																
	② 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償・無償）																																																																																																																																															
	③ 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる（※有償・無償）																																																																																																																																															

④	現場表示板	規格 ※下図による 材質 ※県産杉板	○監督職員の承諾による ○監督職員の承諾による	シブメーア 150×150程度
		900 工事名 発注者 設計者 監理者 施工者 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 1800		
		※ 設置位置は、監督職員との協議による。また、取付けは、強風等に対し安全な工法とする。		
		2 節 土工事		
①	3.2.1 適用範囲	【公共標仕3章 土工事】		
	埋戻し及び盛土	種別 ・ A種 ※B種 ・ C種 ・ D種	[公共標仕3.2.3] [公共標仕表3.2.1]	
		C種の場合 (発生場所)	)	
		(連絡先)	(km)	
		(運搬) ・ 発生原因者名 ・ 本工事		
②	建設発生土の処理	※構外指示の場所 受入施設名		
		受け入れ場所	()	
		受け入れ場所での処理方法 (・敷きならし ※たい積)		
		搬出距離 () km		
		上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する		
		○構内指示の場所 ()		
		処理の方法 (・敷きならし ※たい積)		
		資源利用法に基づく届け出		
		3 節 地業工事		
3	3.3.1 適用範囲	【公共標仕4章 2節～5節】特記		
		・ 2 節 試験及び報告書	※別図	()
		・ 3 節 既製コンクリート杭地業	※別図	()
		・ 4 節 鋼杭地業	※別図	()
		・ 5 節 場所打ちコンクリート杭地業	※別図	()
④	砂利地業	【公共標仕4章6節 砂利、砂及び捨コンクリート地業工事】		
		材料 ※再生クラッシャーラン G	・ 切込砂利及び切込砕石	
		厚さ及び使用範囲	[公共標仕4.6.2] [公共標仕4.6.3]	
		厚 さ	使 用 範 囲	
		※60		
		○100	基礎下、土間コンクリート下	
			[公共標仕4.6.4] [公共標仕6.14.1～3]	
⑤	捨コンクリート地業	コンクリートの仕様 ※無筋コンクリート(共通標仕6章14節)による		
		セメントの種類 ・ 高炉セメントB種 G		
		厚さ及び使用範囲	[公共標仕4.6.4]	
		厚 さ	使 用 範 囲	
		※50	基礎下	
		・ 30		
			[公共標仕4.6.5]	
⑥	床下防湿層	施工範囲 ○建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下 (ビット下を除く)		
		材料 ○ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上		
		防湿層の位置 ・ 図示による ()		
		4 節 基礎工事		
⑦	鉄筋の種類	【公共標仕5章 鉄筋工事】		
		鉄筋の種類	[5.2.1] [表5.2.1]	
		種類の記号	呼 び 名	備 考
		○SD295	D16以下	
		・ SD345	D19以上	
⑧	溶接金網	鉄筋の形状等 [5.2.2]		
		種 類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄筋の径(mm)
		○溶接金網	6 φ	150×150
		・ 鉄筋格子		
⑨	鉄筋の継手	継手方法等 [5.3.4] [5.5.2]		
		部 位	継手方法	呼び名
		柱、梁の主筋	※ガス圧接 ・ 機械式継手 ・ 溶接継ぎ手 ・ 重ね継手	
		耐力壁の鉄筋	※重ね継手	
		その他の鉄筋 ()	※重ね継手	
		主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ [公共標仕5.3.4]		
		※公共標仕 表5.3.2による		
		・ フックのありなしにかかわらず、40d(軽量コンクリートの場合は50d)以上と、公共標仕標仕 表5.3.2の重ね継手長さのうちの大きい値とする		
		・ 図示による ()		
		[公共標仕5.3.4]		
		継手位置図		
		※公共標仕(別1.3、2.1、3.1、3.4、4.2)による ・ 図示による ()		
⑩	鉄筋の定着の方法及び長さ	鉄筋の定着方法 表5.3.4、図5.3.3～5による ・ 図示による () [公共標仕5.3.4]		
		鉄筋の定着長さ		
		※公共標仕 表5.3.4、図5.3.3～5による ・ 図示による ()		
⑪	鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含)	最小かぶり厚さ (目地底から算出を行う) [公共標仕5.3.5]		
		※公共標仕 表5.3.6による ・ 図示による ()		
		柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無		
		・ 有り 適用箇所 ()		
		最小かぶり厚さ ※鉄筋径の1.5倍以上		
		耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等)		
		() mm		
		・ 有り 適用箇所 ()		
		・ 公共標仕 表5.3.6に加える厚さ		
		鉄筋相互のあき (特殊な鉄筋を除く)		
		※公共標仕 表5.3.5による		
		・ 図示による ()		
		[公共標仕5.3.5] [公共標仕図 5.3.6]		

ME MO・鹿児島県公共建築木造工事特記仕様書（令和5年2月版）	一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号		立石建築設計事務所 E-mail : tateishi@po5.synapse.ne.jp		設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴	工事名称 串木野小学校体育倉庫新築工事	設計年月 2025（R7）年 3月	図面番号 T 1
	鹿児島県いちき串木野市緑町161番地	TEL（0996）-32-1526 FAX（0996）-32-1356				図面名称 公共建築木造工事特記仕様書 1	縮尺 NO SCALE	

③ 土・地業・基礎工事 続き

④ 木造工事

1	4. 総
②	4. 木法

木造工事 続き

木造工事 続々

ME MO・鹿児島県公共建築木造工事特記仕様書（令和5年2月版）	一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号		設計者		工事名称	設計年月	図面番号
	大臣登録 第133050号		一級建築士 立石 功貴		串木野小学校体育倉庫新築工事	2025（R7）年 3月	
	鹿児島県いちき串木野市緑町161番地	TEL（0996）-32-1526			図面名称	縮尺	T 2
		FAX（0996）-32-1356			公共建築木造工事特記仕様書 2	NO SCALE	

④①

木造工事

木造工事 続き

⑤①

5.2.3 構造用面材 10.2.3 合板等

○構造用面材等

種 類	厚 さ、規 格 等	施 工 箇 所
○構造用合板	厚さ(mm) ・ 5.5 ・ 9 ○ 12 ・ 18 ・ 24 等級 ・ 1 級 ○ 2 級 接着の程度 ○ 特 類 ・ 1 類 表板の樹種 ・ 広葉樹 ○ 針葉樹 板面の品質 ※C-D ・ () 曲げ性能 ・ 防虫処理 ・ する ※しない 難燃処理 ・ する ※しない	○図示
○普通合板	厚さ(mm) ・ 5.5 ○ 9 ○ 12 ・ 24 接着の程度 ○ 1 類 ・ 2 類 表板の樹種 ○ 広葉樹 ・ 針葉樹 板面の品質 ※C-D ・ () 難燃処理 ・ する ※しない 防虫処理 ・ する ※しない ・ 生地透明塗料塗り(ラワン合板程度) ・ 不透明塗料塗り(しな合板程度)	○図示
・天然木化粧合板	厚さ(mm) ※4.2 ・ 3.6 ・ 6.0 接着の程度 ・ 1 類 ・ 2 類 化粧板の樹種名 難燃処理 ・ する ※しない 防虫処理 ・ する ※しない	・ 図示
・特殊加工化粧合板	厚さ(mm) ※4.0 接着の程度 ・ 1 類 ・ 2 類 化粧板の樹種名 表面性能 ・ F ・ FW ・ W ・ SW 化粧加工の方法 ・ 表面 ・ 両面 難燃処理 ・ する ※しない 防虫処理 ・ する ※しない	・ 図示
・パーティクルボード	厚さ(mm) ・ 表裏面の状態 ・ 曲げ強度 ・ 接着剤 ・ 難燃性 ・	・ 図示
・構造用パネル	厚さ(mm) ・ 等級 ・	・ 図示
・ハードボード	厚さ(mm) ・ 特殊処理 表面の状態 ・ 曲げ強度 ・ 難燃性 ・	・ 図示
・硬質木片セメント板	厚さ(mm) ・	・ 図示
・構造用せっこうボードA種	厚さ(mm) ・	・ 内部壁・内部天井・図示
・構造用せっこうボードB種	厚さ(mm) ・	・ 内部壁・内部天井・図示
・せっこうボード	厚さ(mm) ・ 9.5、12.5	・ 内部壁・内部天井・図示
・強化せっこうボード	厚さ(mm) ・	・ 内部壁・内部天井・図示
・シーリングボード	厚さ(mm) ・	・ 内部壁・内部天井・図示
・ラスシート	厚さ(mm) ・	・ 内部壁・内部天井・図示
・せっこうラスボード	厚さ(mm) ・	・ 図示
・バルブセメント板	厚さ(mm) ・ 種類 ・	・ 図示
・フレキシブル板	厚さ(mm) ・	・ 図示
・MDF	厚さ(mm) ・	・ 図示
・火山性ガラス質複層板	厚さ(mm) ・	・ 図示
・吸放湿化緑石膏ボード	厚さ(mm) ・ 9.5	・ 図示

⑤②

5.4.2 仕口及び継手

仕口及び継手の工法 ※図示による ・ ()

⑤③

5.4.4 表面仕上げ

見え掛り面の表面の仕上げ程度

適用箇所	種 別
	機械加工(製材)
	機械加工(造作用集材)
	手加工(製材)
	・ B種 ・ () ・ B種 ・ () ・ B種 ・ ()
プレカット材他	○ブレナー仕上程度
木材の保護塗料塗り	・ 図示による
施工箇所	・ A種 ・ B種

⑤④

5.5.3 アンカーボルトの埋込み

アンカーボルトの埋込み

無収縮モルタル ・ 使用する ・ 使用しない
モルタルの厚さ(mm) ・ 20程度 ・ ()

⑤⑤

5.5.4 基礎天端及び柱底均しモルタルの仕上げ

均しモルタルの厚さ(mm) ・ 20程度 ・ ()

⑤⑥

5.5.6 建方精度

建方精度

建入れ直し後の建方精度の許容値 ※垂直、水平の誤差の範囲 1/1,000以下
・ ()

⑤⑦

5.5.8 接合金物の工法

接合金物の工法

熱橋を形成する位置に設置する接合金物の結露防止方法
※埋め木等
・ 現場発泡断熱材 厚さ mm

⑥①

5.5.9 釘及び木ねじの工法

釘の種類及び釘打ちの間隔

耐力壁に係る部分 ※昭和56年6月1日建設省告示第1100号と同等以上の耐力を有する工法
構造材を仕上げ材として用いる場合の釘打ち方法
・ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭現し

⑥②

5.5.10 各種ボルトの工法

ボルトの種類、径、本数、間隔及びボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による

⑥③

5.5.11 ラグスクリューの工法

ラグスクリューの形状及び寸法 ・

⑥④

5.5.12 ドリフトピン

ドリフトピンの径 ・

⑥⑤

5.5.13 木だばの工法

木だば径 ・

⑥⑥

6 節 軸組、7 節 小屋組、8 節 床組、9 節 壁

各種部材

樹種及び寸法 ※図示による
接合金物、接合金、留付け釘の種類及び留付け方法
※図示による
・ 木造住宅工事仕様書 令和4年版(独立行政法人住宅金融支援機構編纂)

⑥⑦

10.1.3 表面仕上げ

見え掛り面の表面の仕上げ程度 [表10.1.1.2]

○製材
機械加工 ・ A種 ・ B種 ・ C種
手加工 ・ 内部造作材、外部造作材はH-B種、下地材はH-C種
・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種
・ 造作用集材
機械加工 ・ A種 ・ B種 ・ C種

⑥⑧

10.2.4 接合具等釘

釘(JIS A 5508)
屋外又は屋外状態となる場所 ・ ステンレス製 ・
上記以外の場所 ・ 表面処理された鉄 ・
・ 釘(JIS A 5508)に規定されているもの以外(材質：)
○造作材化粧面材の釘打ち
※隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木
・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭現し
・ 十字孔付き木ねじ(JIS B 1112)又はすりわり付き木ねじ(JIS B 1135)
・ 木ねじ(JIS B 1112又はJIS B 1135)に規定されているもの以外(材質：)

⑥⑨

10.3.1 耐候性処理

3 節 耐候性・防虫処理

屋外に使用する仕上げ木材
・ 木材保護塗料塗り
・ 公共標仕(表18.12.1)による
施工箇所 ・ 図示による
種別 ・ A種 ・ B種

⑥⑩

10.3.2 防虫処理

4 節 屋根回り

鼻隠し 材料(樹種) ・ 寸法 ※図示による
破風板 材料(樹種) ・ 寸法 ※図示による
広小舞 材料(樹種) ・ 寸法 ※図示による
登りよど 材料(樹種) ・ 寸法 ※図示による
面戸板 材料(樹種) ・ 寸法 ※図示による

⑥⑪

10.4.2 屋根下地

瓦葺き屋根用心木 材料(樹種) ・ 寸法 ※図示による
屋根通気垂木 材料(樹種) ○ 杉 寸法 ※図示による
屋根断熱材 材料 ・ 厚さ ・
通気垂木下地合板 種類 ・ 寸法 ※図示による

⑥⑫

10.4.3 軒天井下地

野縁受け 材料(樹種) ・ 寸法 ※図示による
野縁 材料(樹種) ・ 寸法 ※図示による
下地板 材料(樹種) ・ 寸法 ※図示による

⑥⑬

10.5.1 アルミニウム製建具、樹脂製建具及び木製建具回り

窓及び出入口の取付け下地材及び受材 樹種及び寸法 ○ 図示による

⑦①

10.5.2 外部出入口木製建具回り木製枠

○下枠材料 ・ ステンレス 寸法及び形状 ※図示による
・ 花崗岩 種類、寸法及び形状 ※図示による
○建具表による

⑦②

10.5.3 外部額縁

枠材 樹種及び寸法 ・ 図示による ・
額縁材 樹種及び寸法 ・ 図示による ・

⑦③

10.6.1 内部出入口木製建具回り木製枠

枠材 樹種及び寸法 ・ 図示による

⑦④

10.6.2 内部窓回り

窓枠 樹種及び寸法 ・ 図示による

⑦⑤

10.7.2 内部床板張りフローリング張り

7 節 内部床回り

車庫フローリング ④ [仕様19.5.2~19.5.6] [種仕様19.5.1~19.5.6]

種 類	工 法	樹 種	厚 さ(mm)	大 小 寸	仕 上 装 法	防 火 材 等 の 通 用
・ フローリング張り	・ 釘留め工法 (根太張り)	※ なら	15	幅 75	・ 塗 装 品	※ 無 塗 装 品
	・ 釘留め工法 (直張り)	※ なら	・ 12 以上	幅 75	・ 塗 装 品	※ 無 塗 装 品
	・ 釘留め工法 (直張り)	※ なら	・ 15	幅 75	・ 塗 装 品	※ 無 塗 装 品
	・ 接着工法	※ なら	・ 12 以上	幅 75	・ 塗 装 品	※ 無 塗 装 品
				幅 75	・ 塗 装 品	※ 無 塗 装 品
				幅 75	・ 塗 装 品	※ 無 塗 装 品
・ フローリング張り	・ 接着工法	※ なら	15	303×303	・ 塗 装 品	※ 無 塗 装 品
				303×303	・ 塗 装 品	※ 無 塗 装 品
	・ モルタル埋込工法	※ なら	※ 15	※ 303×303	・ 塗 装 品	※ 無 塗 装 品
					・ 塗 装 品	※ 無 塗 装 品
・ フローリング張り	・ 接着工法				・ 塗 装 品	※ 無 塗 装 品

⑦⑥

11.2.2 材料

ルーフドレン ・ FRP系塗膜防水用ルーフドレン ・ 鉄製

⑦⑦

11.2.4 施工

下地の構造
根太掛 樹種、寸法 ※図示による
根太 樹種、寸法 ※図示による
釘 留付け間隔 ※150mm間隔 ・ ()
下地合板の上に防火板設置の適用 ・ 有 ・ 無
防火板の種類 ※ケイ酸カルシウム板厚さ10mm ・ ()

⑦⑧

11.3.2 材料

防水層下地 平場の勾配 ※1/100以上 ・ ()

⑦⑨

11.3.3 目地寸法

水張り試験 ・ 行う ※行わない

⑦⑩

11.3.5 シーリング材の試験

3 節 シーリング

シーリング材の種類及び施工箇所 ※仕様表11.3.1による ・ 図示による
外壁タイル接着剤張りにおける目地のシーリング材(公共標仕)
打継ぎ目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ・
ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ・
伸縮調整目地 ※変形シリコン系シーリング材 ・
その他の目地 ※変形シリコン系シーリング材 ・

⑦⑪

11.4.2 材料

4 節 透湿防水シート、防水テープ及び改質アスファルトフェルト工事

両面粘着防水テープの幅 ※50mm幅以上 ・ ()

⑦⑫

11.4.3 施工

バルコニー手すりの工法 ※仕様11.4.3(2)(a)①~⑤による ・ 図示による

⑧①

11.5.1 適用範囲

8

⑧②

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧③

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧④

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑤

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑥

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑦

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑧

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑨

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑩

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑪

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑫

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑬

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑭

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑮

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑯

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑰

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑱

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑲

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧⑳

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉑

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉒

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉓

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉔

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉕

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉖

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉗

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉘

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉙

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉚

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉛

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉜

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉝

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉞

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㉟

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊱

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊲

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊳

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊴

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊵

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊶

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊷

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊸

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊹

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊺

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊻

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊼

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊽

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊾

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑧㊿

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨①

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨②

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨③

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨④

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨⑤

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨⑥

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨⑦

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨⑧

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨⑨

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉑

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉒

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉓

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉔

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉕

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉖

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉗

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉘

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉙

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉚

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉛

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉜

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉝

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉞

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㉟

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊱

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊲

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊳

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊴

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊵

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊶

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊷

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊸

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊹

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊺

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊻

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊼

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊽

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊾

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑨㊿

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩①

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩②

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩③

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩④

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩⑤

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩⑥

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩⑦

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩⑧

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩⑨

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉑

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉒

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉓

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉔

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉕

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉖

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉗

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉘

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉙

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉚

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉛

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉜

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉝

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉞

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㉟

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊱

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊲

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊳

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊴

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊵

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊶

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊷

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊸

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊹

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊺

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊻

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊼

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊽

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊾

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑩㊿

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪①

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪②

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪③

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪④

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪⑤

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪⑥

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪⑦

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪⑧

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪⑨

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉑

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉒

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉓

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉔

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉕

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉖

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉗

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉘

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉙

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉚

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉛

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉜

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉝

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉞

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㉟

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊱

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊲

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊳

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊴

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊵

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊶

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊷

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊸

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊹

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊺

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊻

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊼

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊽

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊾

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑪㊿

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫①

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫②

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫③

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫④

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫⑤

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫⑥

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫⑦

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫⑧

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫⑨

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉑

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉒

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉓

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉔

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉕

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉖

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉗

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉘

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉙

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉚

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉛

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉜

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉝

12.1.1 適用範囲

1 2 3 4

⑫㉞

12.

木造工事特記仕様書 5

⑬ 建具工事 続き

13

建員工事

続

16.5.2

性能及び構造

性能等級

・ 簡易気密型ドアセット

・ 防音ドアセット、防音サッシ

建築符号・ 建築表による

建築符号・ 建築表による

遮音性の等級（・ 建築表による

・ 鋼板

材 料	め っ け 寄 重	厚 さ
※JIS G 3302(薄板亜鉛めっき鋼板)	※Z06又はF06	※標仕 表16.4.2Iによる
・ JIS G 3313(電気亜鉛めっき鋼板)	※E24	

・ ビニル被覆鋼板

・ カラー鋼板

・ ステンレス鋼板（屋外）

（屋内）

※SUS304

※SUS304

※SUS304

※SUS304

※SUS430J1L

※SUS430J1L

※SUS443J1

※SUS443J1

※SUS430

召合せ、縦小口包み板の材質

※鋼板

・ ステンレス鋼板

・ アルミウム合金押出型材

16.5.4

形状及び仕上げ

鋼板の厚さ

・ 標仕 表16.5.1による

6節 ステンレス製建具

16.6.2

性能及び構造

性能等級

・ 簡易気密型ドアセット

外部に面する建具の耐風圧性

・ 防音ドアセット、防音サッシ

建築符号・ 建築表による

建築符号・ 建築表による

耐風圧性（・ 建築表による

建築符号・ 建築表による

遮音性の等級（・ 建築表による

・ ステンレス鋼板（屋外）

（屋内）

※SUS304

※SUS304

※SUS304

※SUS304

※SUS430J1L

※SUS430J1L

※SUS443J1

※SUS443J1

※SUS430

表面仕上げ

※H L仕上げ

・ 鏡面仕上げ

16.6.5

工法

ステンレス鋼板の曲げ加工

※普通曲げ

・ 角出し曲げ

・ 内付け建具の止水

各建具製造所の指定する方法

7節 木製建具

16.7.2

材料

建具材の加工、組立時の含水率

※B種

・ フラッシュ戸

・ 戸ふすま

裏面材の合板の種類

合板の種類	規 格 等	備 考
※普通合板 ㊦	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※ｸﾗﾌﾞ程度 不透明塗料塗り （※ｼﾅ程度 板面の品質（ 接着の程度（・1類 ・2類）	
・天然木 化粧合板 ㊧	樹種名（ 接着の程度（・1類 ・2類）	
・特殊加工 化粧合板 ㊨	化粧加工の方法 （・ｵｰﾅ-ﾚｲ・ﾌﾞﾘｯﾄ・塗装） 表面性能（ 接着の程度（・1類 ・2類）	

・ かまち戸

かまち樹種（

・ 鏡板樹種（

・ ふすま

張りの種別（・ I 種

・ II 種）

上張り

・ 鳥の子

※新鳥の子又はビニル紙程度

押入れの裏側は雲花紙程度

戸ふすま

上張り

・ 鳥の子

※新鳥の子又はビニル紙程度

押入れの裏側は雲花紙程度

・ 枠、くつずりの材料

・ 建具表による

16.7.3

形状及び仕上げ

表面板の厚さ

・ 標仕 表16.7.6Iによる

・ mm

かまち戸の見込み寸法

※図示による

・ 36mm

ふすまの見込み寸法

※図示による

・ 19.5mm

戸ふすまの見込み寸法

※図示による

・ 30mm

16.7.4

工法

ふすまの縁の仕上げ

※図示による

8節 建物用金物

16.8.2

性能、形状及び寸法

金物の種類及び見え掛り部の材質

※公共機構 表16.8.1

・ 図示による

・ 樹脂製建具丁番

※公共機構 表16.8.3

・ 図示による

16.8.3

取付け施工

握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取り付け位置

※図示による

16.8.4

鍵

・ マスターキー

・ 製作する（※新規

・ 既存にあわせる）

○製作しない

鍵の本数

○3本1組

・ 図示による

鍵箱

・ 要

※不要

9節 自動ドア開閉装置

16.9.2

自動ドア開閉装置

自動ドア	性 能	防 錆	センサーの種類	凍結防止
・ SSLD-1	※標仕 表16.9.1Iによる	・ 適用する	・ マットスイッチ	・ 行う
・ SSLD-2			※光線（反射）スイッチ	（適用箇所は建具表による）
・ DSLD-1		・ 適用しない	・ 熱線スイッチ	※行わない
・ DSLD-2			・ 音波スイッチ	
・ SMD-1	※標仕 表16.9.2Iによる		・ 光電スイッチ	
・ SMD-2			・ 電波スイッチ	
・ 図示			・ タッチスイッチ	
			・ 押しボタンスイッチ	
			・ ベダルスイッチ	
			・ 多機能トイレスイッチ	

駆動力

※電気式または電動油圧式

（

）

電源

※単相100V（過電流保護装置付）

（

）

補助センサ

※安全光線スイッチ1組

（

）

各開閉装置毎に補助センサを設ける

10節 自閉式上吊り引戸装置

16.10.3

性能等

性能

※標仕 表16.10.1Iによる

⑬ 建具工事 続き

27

16.11.2
形式及び機構

シャッターの種類		耐風圧強度	備 考
・一般重量シャッター	耐風圧強度 () N/m ²	※障害物感知装置(自動閉鎖型)	
・外登用防火シャッター	耐風圧強度 () N/m ²	※危害防止機構	
・屋内用防火シャッター			
・屋内用防煙シャッター			

閉鎖機能による種類 ※上部電動式(手動併用) ・上部手動式
リモコンの有無 ※無 ・有(リモコン複数個)
一般重量シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない

28

16.11.3
材料

スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板) ・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっきの付着量 ※Z12又はF12 ・

29

16.12.2
形式及び機構

開閉方式	※手動式	・上部電動式(手動併用)
耐風圧強度 () N/m ²		

30

16.12.3
材料

スラットの材質
※JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっきの付着量 (※Z06又はF06 ())
・JIS G 3322(塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板)
めっきの付着量 (※AZ90 ())
スラットの形状 ※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形
ガイドレール・座板の材質 ※ステンレス (SUS304) ・溶融亜鉛めっき鋼板

31

16.13.2
形式及び機構

セクション材料による区分	耐風圧 区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ	・125	※バランス式	・スタンダード形	・溶融亜鉛めっき鋼板
・アルミニウムタイプ	・100	・チェーン式	・ローヘッド形	※ステンレス鋼板
・ファイバガラスタイプ	・75	・電動式	・ハイリフト形	
	・50		・バーチカル形	

32

16.13.3
材料

ガイドレール・座板の材質 ※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス (SUS304)

33

16.14.2
材料

・合わせガラス

品 種	構 成 種 類	性 能	形 状
・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収・フロート板合わせガラス	・Ⅰ類	・平面 ・曲面
・網入磨き合わせガラス	・網入磨き・フロート合わせガラス ・網入磨き・熱線吸収合わせガラス	・Ⅱ-1類 ・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類	・平面

・強化ガラス

材料板ガラスによる種類	種 類	性 能	形 状
※フロートガラス	※フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	※Ⅰ類 ・Ⅲ類	・平面
・型板ガラス	・型板強化ガラス		

・熱線吸収板ガラス

品 種	性 能	色 調
・熱線吸収フロート板ガラス	・Ⅰ種 ・Ⅱ種	・ブルー ・グレー ・ブロンズ
・熱線吸収網入磨きガラス		

・複層ガラス

品 種	乾燥空気	断熱性	日射取得性・日射熱逃へ性
・断熱複層ガラス	・	・	・
・日射熱逃へい複層ガラス	・	・	・
・複層ガラス	・	・6種	・E5

・熱線反射ガラス

品 種	断熱性	耐 久 性
・熱線反射ガラス	・Ⅰ種	A種
色調 (・ブルー ・グレー)	・2種	A種 ・B種
・高性能熱線反射ガラス	・3種	B種
色調 (・ブロンズ ・シルバー)		

反射被覆面 ・内面 ・外面
映像調整 ・行わない ・行う

・倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色 調
・フロート倍強度ガラス	—
・熱線吸収倍強度ガラス	・ブルー ・グレー ・ブロンズ

34

ガラス用フィルム

右に示す製造時の商品程度とする ()

35

衝突防止表示

形状、寸法、材質 ※図示

⑭ 塗装工事

塗装工事	①	18.1.1 適用範囲	【公共構佐18章 塗装工事】	
	2	材料	内部に使用する塗料は、原則水性系のもとする 屋内に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所： （ ）	【公共構佐18.1.3】
	③	素地ごしらえ	（公共構佐18.2.2～7）	
	④	錆止め塗料塗り	（公共構佐18.3.2、3）	
	⑤	塗装	（公共構佐18.4.1～18.14.2）	
内装工事	1	19.1.1 適用範囲	【公共構佐19章 塗装工事】	
	2	接着剤	接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 接着剤に含まれる可塑剤は、難燃性のものとする	【公共構佐19.2.2】
	3	ビニル床シート	（公共構佐19.2.2、3）	
	4	ビニル床タイル	（公共構佐19.2.2）	
	5	ビニル床タイル	（公共構佐19.2.2）	
内装工事	1	19.1.1 適用範囲	【公共構佐19章 塗装工事】	
	2	接着剤	接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 接着剤に含まれる可塑剤は、難燃性のものとする	【公共構佐19.2.2】
	3	ビニル床シート	（公共構佐19.2.2、3）	
	4	ビニル床タイル	（公共構佐19.2.2）	
	5	ビニル床タイル	（公共構佐19.2.2）	
内装工事	1	19.1.1 適用範囲	【公共構佐19章 塗装工事】	
	2	接着剤	接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 接着剤に含まれる可塑剤は、難燃性のものとする	【公共構佐19.2.2】
	3	ビニル床シート	（公共構佐19.2.2、3）	
	4	ビニル床タイル	（公共構佐19.2.2）	
	5	ビニル床タイル	（公共構佐19.2.2）	
内装工事	1	19.1.1 適用範囲	【公共構佐19章 塗装工事】	
	2	接着剤	接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 接着剤に含まれる可塑剤は、難燃性のものとする	【公共構佐19.2.2】
	3	ビニル床シート	（公共構佐19.2.2、3）	
	4	ビニル床タイル	（公共構佐19.2.2）	
	5	ビニル床タイル	（公共構佐19.2.2）	

15 内装工事 続き

15

内装工事
続き

5

ビニル幅木

材質 ※軟質 ・硬質
高さ(mm) ※60 ・75 ・100
厚さ(mm) ※1.5以上 ・

【公共標仕19.2.2】

6

ゴム床タイル

色柄 ()
厚さ(mm) ・3.0 ・4.5 ・6.0 ・9.0
寸法(mm) ()

【公共標仕19.2.2】

7

カーペット敷き

・タイルカーペット

【公共標仕19.3.3、4】

8

合成樹脂床塗

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性けわ樹脂系塗床		※厚膜流し戻べ工法 ・厚膜流し戻べ工法 ・樹脂もみれ工法	※平滑仕上げ ・つや消し仕上げ
※厚膜型塗床材 16' 砂樹脂系塗床			・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材 ・771A樹脂塗床 (JIS K 5970)		工法 塗布量 (kg/㎡) ・ 表面仕上げ ・平滑 ・防滑 溶剤 ・水性色 ・溶剤系 ・無溶剤系 仕上色 ・標準色	

塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・

9

フローリング張り

単層フローリング ④

種類	工法	樹種	厚さ(mm)	大きさ	仕上塗装	間仕材等の適用
・70-リッダ'g'-d' 1等	・釘留め工法(根太張り)	※なら	15	幅幅75 板長さ500以上	・塗装品 ※無塗装品	
	・釘留め工法(直張り)	※なら	・12以上	幅幅75 板長さ500以上	※無塗装品	
	・接着工法	※なら	・12以上	幅幅75 板長さ500以上		
・70-リッダ'g'-ロリク 1等	・接着工法	※なら	15	303×303	・塗装品 ※無塗装品	
	・モルタル埋込工法	※なら	※15	※303×303	・塗装品 ※無塗装品	

天然素材化粧合フローリング ④

種類	工法	樹種	厚さ/大きさ(mm)	種別	防湿処理	塗装仕上げ	間仕材等の適用
※複合70-リッダ'	・釘留め工法(根太張り)	※なら		・A種 ※C種	・適用する ・適用しない	・塗装品 ※無塗装品	
	・釘留め工法(直張り)	※なら					
	・接着工法	※なら	板厚 ・8以上 ・ 幅幅 ・75以上 板長さ 900以上				

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外
接着工法の場合の繊維材 ※合成樹脂発泡シート ・
現場塗装仕上げ ・行う(施工箇所) ・行わない
※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り ・生地のままワックス塗り

10

畳敷き

【公共標仕19.6.2】 【公共標仕表 19.6.1】

種別 ・A種 ・B種 ※C種 ・D種(畳床: ・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N)
下地の種類 ・横丈 表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地(ノンフロム ④)
・ 図示による

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
防虫処理は加熱による方法及び防虫加工紙(布)による方法とし、人体に無害なものとする。
畳表は、熊本県畳表検査規定による「練糸引通 五ハ 2等線」規定品同等以上とする。

【公共標仕19.7.2.3】 【公共標仕表 19.7.1】

11

せっこうボード
その他のボード
張り

種 類	JIS 記号	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板 ④	HW	15 ・ 20 ※25 ・
・普通木毛セメント板 ④	NW	15 ・ 20 ※25 ・
・けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	・突付け ・目渡し タイプ2 (無糸縛) ※6 ・ 8 ・ 図示
・ロックウール化粧吸音板	DR	※突付け ・ ・フラットタイプ (・9(不燃) ※12 () ・凹凸タイプ (・12(不燃) ※15 ・ 19 () ※300×600 ・455×910
・せっこうボード	GB-R	※突付け (ベベルエッジ) ・継目処理 ※12.5(不燃) ・15(不燃) ・9.5 ※910×2730 ・910×1820
・不燃標層せっこうボード	GB-NC	※突付け ※9.5(不燃) 化粧無(下地張り用) 化粧有(トラバーチン模様) ※450×910 ・910×910
・シーリングせっこうボード	GB-S	※12.5 (※準不燃 ・不燃)
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5 (不燃) ・15 (不燃)
・化粧せっこうボード (木目)	GB-D (W)	※目渡し ・12.5 (不燃) 幅 440mm程度 ※9.5 模様 ・柱目 ・板目 専用下地材有り
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による (※1.2 ()

せっこうボード等の下地は図示による
遮音シール材
※アクリル系またはウレタン系
シーリング材 ・ジョイントコンパウンド
(JIS A 6914)
合板類、M、D、F及びバーティカルボードのホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
合板種の張付け ※B種 ・A種

木造工事特記仕様書 6

15 内装工事 続き

⑬ ユニット及びその他工事

12

壁紙張り

ホルムアルデヒド放数量 ※規制対象外

【公共標準19.8.2、3】

施工箇所	壁紙の種類				防火種別	商品名（程度）
	紙	繊維	塩化ビニル	プラスチック		
					・不燃 ・準不燃	
					・不燃 ・準不燃	
					・不燃 ・準不燃	
					・不燃 ・準不燃	

モルタル・プラスター面の裏地ごしらえ ※8種 ・A種
コンクリート・ALC面の裏地ごしらえ ※8種 ・A種
せっこうボード面の裏地ごしらえ ※8種 ・A種

2 節 ユニット及びその他工事

【公共標準20章 ユニット及びその他の工事】

【公共標準20.2.16】

1

20.1.1
一般事項

2

カーテンレール

材 種

※アルミニウム製 ・ステンレス製

形式

・シングル ・ダブル
・片引き ・引分け

強さによる区分

※10-90 ・

仕上げ

※アルマイト ・

形状

※角形 ・

3

コーナービート
(壁ボード出隅保護金物)

材質

※アルミニウム押出形材※成型 ・（ ）

※シルバー ・焼付 ・（ ）

施工箇所

※図示

4

天井見切縁

材質

※アルミニウム押出形材 ・塩化ビニル製

施工箇所

※仕上表による ・（ ）

5

天井点検口

材質	寸法	形式	外枠	内枠
※アルミニウム製	※450×450 ・600×600	・一般形	・屋内外用	※縦縁タイプ
			・屋内用	・目地タイプ
		・気密形		・目地タイプ

6

床点検口

形式	材 種	寸 法	形 式	備 考
天井	※アルミニウム製	※450×450 ・600×600	・縦縁タイプ ・目地タイプ	適用箇所は 天井状況による
床	(底板) ※鋼製	・450×450 ※600×600		適用箇所は 平面図による
	(枠) ※アルミニウム製			
	(目地) ※ステンレス製			

7

造作家具

台板類、MDF、パーティクルボード、接着剤及び塗料のホルムアルデヒドの放数量

※規制対象外品 ・第三種品

8

流し台

※優良住宅部品（セクショナルキッチン） ・（ ）

上板及びシンク底部はステンレス製、単槽シンク、トラップ付

寸 法	開 戸	引き出し	備考
・W1200×D550～600×H800	※3枚 ・（ ）	※1段 ・（ ）	サイドパネル付
・W1500×D550～600×H800	※4枚 ・（ ）	※1段 ・（ ）	
・W1800×D550～600×H800	※4枚 ・（ ）	※1段 ・（ ）	

9

コンロ台

※優良住宅部品（セクショナルキッチン） ・（ ）

テーブルトップはステンレス製、バックガード（※有り ・無し）

寸 法	開 戸
・W700×D550～600×H620	※2枚 ・（ ）
・W600×D550～600×H620	※1枚または2枚 ・（ ）

10

吊戸棚

※優良住宅部品（セクショナルキッチン） ・（ ）

寸 法	開 戸	棚 板
・W1200×D350～450×H500	※2枚 ・（3枚）	※1段 ・（図示）
・W600×D350～450×H500	※2枚 ・（ ）	※1段 ・（ ）

11

水切網

※既製品 ステンレス製一般型 ・（ ）

12

フード

※市販品（レンジフード） （参考商品名） ・（ ）

⑩

フェンス

右に示す製造所の商品程度とする （図示による）

14

敷地境界標

・コンクリートブロック製の市販品程度

・金風製（真ちゅう製50角 アンカール）

・図示

2 節 断熱・防露工事

15

20.2.2
材料

・断熱材

材料名	材料名	厚さ又は密度等	備 考
フェルト状断熱材	・グラスウール		
	・ロックウール		
ボード状断熱材	・グラスウール		
	・ロックウール		
	・ビーズ法ポリスチレンフォーム		
	・押出法ポリスチレンフォーム		
	・硬質ウレタンフォーム		
ばら状断熱材	・フェノールフォーム		
	・グラスウール		
	・ロックウール		
	・セルロースファイバー		
・現場発泡断熱材	※A種1（難燃性を有する） ・		
	吹付け厚さ ・ mm		
・防湿材	※住宅用プラスチック系防湿フィルム		
	・包装プラスチック系防湿フィルム（厚さ0.05mm以上）		
・気密材	・住宅用プラスチック系防湿フィルム ・透湿防水シート ・合板 ・構造用パネル		
	・せっこうボード ・発泡プラスチック保温材 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム		
・防風材	・乾燥材料（含水率20％以下） ・金属部材 ・コンクリート部材		
	・透湿防水シート ・合板 ・構造用パネル ・外壁下地用シーリングボード		
・防風材	・火山性ガラス繊維板 ・MDF		

16

20.2.3
施工部位

・断熱工事の施工部位及び外気等に接する開口部を断熱構造とする部位 ※図示による

ユニット及びその他工事 続き

17	排水工事
----	------

18	舗装工事
----	------

18

20.2.5
各部位の工法

・防湿層の省略
・行わない
・行わない
・(処理の種類：)
・行わない

・断熱構造とする部分に用いる床下及び小屋裏壁点検口の構造 ※図示による
・コンセント及びスイッチボックス回り
・標準20.2.4.(4) (3) (b)① ・標準20.2.4.(4) (2) (b)②

・床の施工 ※標準20.2.5.(7)による（・床に防水フィルムをはらない） ・図示による
・壁の施工 ※標準20.2.5.(4)による ・図示による
・天井の施工 ※標準20.2.5.(9)による（・天井断熱に天井点検口を設置） ・図示による
・屋根の施工 ※標準20.2.5.(1)による ・図示による
・気流止めの施工 ※標準20.2.5.(8)による（気密材の材料 ・ 工法 ・ ） ・図示による
・気密措置 ※図示による

19

20.3.2
営業系サイディング工事

サイディング材の種類、形状、有効幅、長さ、厚さ、表面材・心材の種別及び防火・耐火性能
※図示による ・（ ）
・通気胴縁 樹根等 ※杉 ・
寸法（mm） ※図示による ・
サイディングの張り方 ・縦張り工法 ○横張り工法 ・監督職員の承諾による
換気口部の防水措置 ・標準20.3.2.(9) (a) ①～④による ・図示による
・現場塗装用サイディングの下地処理及び仕上げ ・（ ）

1

21.1.1
適用範囲

1

21.1.1
適用範囲

2

屋外雨水排水管

1

21.1.1
適用範囲

2

屋外雨水排水管

3

側溝、排水枟等

4

縁鉄製ふた

5

グレーチング

6

街きよ、縁石、側溝

7

埋戻し土

22.1.1
適用範囲

22.1.1
適用範囲

2

路床

3

路盤

4

アスファルト舗装

5

コンクリート舗装

6

カラー舗装

舗装工事 続き

19	植栽工事
----	------

8

ブロック系統装

基層

・ 加粒アスファルト混合物等（密粒アスファルト混合物）

・ 再生アスファルト
・ ストレートアスファルト

・ 図示

基層

・ 加粒アスファルト混合物等（密粒アスファルト混合物）

・ 再生アスファルト
・ ストレートアスファルト

・ 図示

舗装の平坦性

※著しい不陸がないもの

・

アスファルト混合物等の抽出試験

※行う

・ 行わない

〔公共標仕22.9.2.3〕

・コンクリート平板舗装

種類	寸法（mm）	厚さ（mm）	目地材	備考
※普通平板（N）	※300角	※60	※砂	表面加工
・透水平板（P）	・	・	・モルタル	・ 研ぎ出し ・ 洗い出し ・ たたき出し

歩道部に使用するコンクリート平板は

〔G〕（再生材料を用いた舗装用ブロック）とする。透水平板は

〔G〕（透水性コンクリート）とする。

ただし、調査困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。

仕上り面の平坦性

※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内

〔公共標仕22.9.2.3〕

・インターロッキングブロック舗装

種類	厚さ（mm）	曲げ強度（N/mm ² ）	備考
※普通ブロック（N）	※80	※5.0	色彩、表面加工
・透水性ブロック（P）	※60	※3.0	※標準品
・保水性ブロック			張り方 ※ヘリボンボンド ※ストレッチャーボンド ・ 図示

歩道部に使用するブロックは

〔G〕（再生材料を用いた舗装用ブロック）とする。透水性ブロックは

〔G〕（透水性コンクリート）とする。

ただし、調査困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。

仕上り面の平坦性

※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内

〔公共標仕22.9.2.3〕

・舗石舗装

種類	寸法（mm）	厚さ（mm）	施工方法	基層
※小舗石（花こう岩）	・	※80～100	※うろこ張り	※コンクリート舗装 ・ アスファルト舗装

仕上り面の平坦性

※歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内

〔公共標仕22.9.1〕

砂利敷き

種類	・ A種（施工範囲）	・ 図示	・ 道路	・
・ B種（施工範囲）	・ 図示	・ 建物周囲	・	・

〔公共標仕22.9.1〕

路面標示用塗料

JIS K 5665（路面標示用塗料）による

種類	施工	適用	色	幅（mm）	塗布厚さ（mm）
・ 1種	〔G〕 常温	液状	※ 白	※ 150	・ 1.0
・ 2種	〔G〕 加熱				
※3種1号	熔融	粉体状	・	・ 100	・

〔G〕 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料

止 止め

車止め用既製コンクリート W200×L600×H120

全面接着アンカー併用固定（形込み30mm埋込65mm以上）

〔公共標仕23.4〕

1 節 一般事項

〔公共標仕23章 植栽工事 1節～4節〕

23.1.1 適用範囲

植栽地の確認等

土壌の水素イオン濃度（pH）試験

・ 行う

・ 行わない

水溶性塩類（EC）試験

・ 行う

・ 行わない

〔公共標仕23.1.3〕

植栽基盤の整備

植栽	工法	有効土層の厚さ（cm）	整備範囲	土壌改良材
・ 樹木	※ A種	樹高12m以上 （※100・120・150）	・ 葉張り部分 ・ 根栽部分 ※図示 ・	・ 適用する ・ 適用しない
	・ B種	樹高7m以上～12m未満 （※80・100）		
	・ C種	樹高3m以上～7m未満 （※60・80）		
	・ D種	樹高3m未満 （※50・60）		
	※ B種	※20		
・ 芝、地被類	※ B種	※20	※図示 ・	・ 適用する ・ 適用しない

但し、現状地盤より高さが上がる場合はD種とする。

植栽基盤の排水設備

・ 設ける（※図示

・

）

・ 設けない

〔公共標仕23.2.3〕

植込み用土

※ 現場発生土の良質土

・ 客土

〔公共標仕23.2.3〕

土壌改良材

・ 適用する（施工範囲

※図示）

〔公共標仕23.2.3〕

・バーク堆肥

〔G〕

使用量	植栽基盤面積1㎡あたり（	・ 50L	・	）
有機物の含有率（乾物）	70％以上			
炭素素比率（C／N比）	35以下			
陽イオン交換容量（乾物）	70mg／100g以上			
pH	5.5～7.5			
水分	55～65％			
幼植物試験の結果	生育阻害その他の異常が認められない			
窒素全量（現物）	0.5％以上			
りん酸全量（現物）	0.2％以上			
加里全量（現物）	0.1％以上			

施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質から使用が不適な場合、及び調査困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。

・ 汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）

〔G〕

「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、食害試験の調査の結果、害が認められないものとする。

使 用 量

・ 植栽基盤面積1㎡あたり（

・ 10L

・

）

有機物の含有率（乾物）

35％以上

炭素素比率（C／N比）

20以下

pH

8.5以下

水分

50％以下

窒素全量（現物）

0.8％以上

りん酸全量（現物）

1.0％以上

アルカリ分（現物）

15％以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りではない）

施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質から使用が不適な場合、及び調査困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。

植栽工事 続き

防腐処理方法 ※加圧式防腐処理丸木材形式
・図示

8 幹巻き用材料 材料 ※幹巻き用テープ ・わら及びこも [公共標仕23.3.2]

9 芝 種類 ※コウライシバ ・ノシバ [公共標仕23.4.2]
・芝張りの工法
平地 ※目地張り ・べた張り
法面 ・目地張り ※べた張り

10 吹付けは種

種子の種類	発芽率	種子の量 (g/m ²)	備考
※洋芝類 (採取後2年以内)	※発芽率80%以上		

11 地被類

樹種	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数	芽立数

12 屋上緑化  植栽基盤及び材料 [公共標仕23.5.2, 3]
・屋上緑化システム
土壌層の厚さ ・図示
排水層 ・軽量骨材 (層の厚さ) ・板状成形品
緑水面 ・軽量骨材 (層の厚さ)
緑込み用土 ※改良土 ・人工軽量土
樹木の樹種並びに種類、寸法、株立数、寸法等 ※図示
見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等 ※図示
・屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示
見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等 ※図示
支柱 ・設置する (形式 ・図示)
かん水装置 ※設置する (種類)

13 樹木札

支柱材 ※加圧式防腐処理丸木材 ・真竹 [公共標仕23.3.2]
幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら及びこも [公共標仕23.3.2]
樹木札 ※下記図による ・監督職員の承認による (文字は黒ペン書きとする)
(上・中・下未用)

最終の数字は設計本数と一致のこと
針金又は支柱釘止め

(下木寄植・生垣用)

設計規格

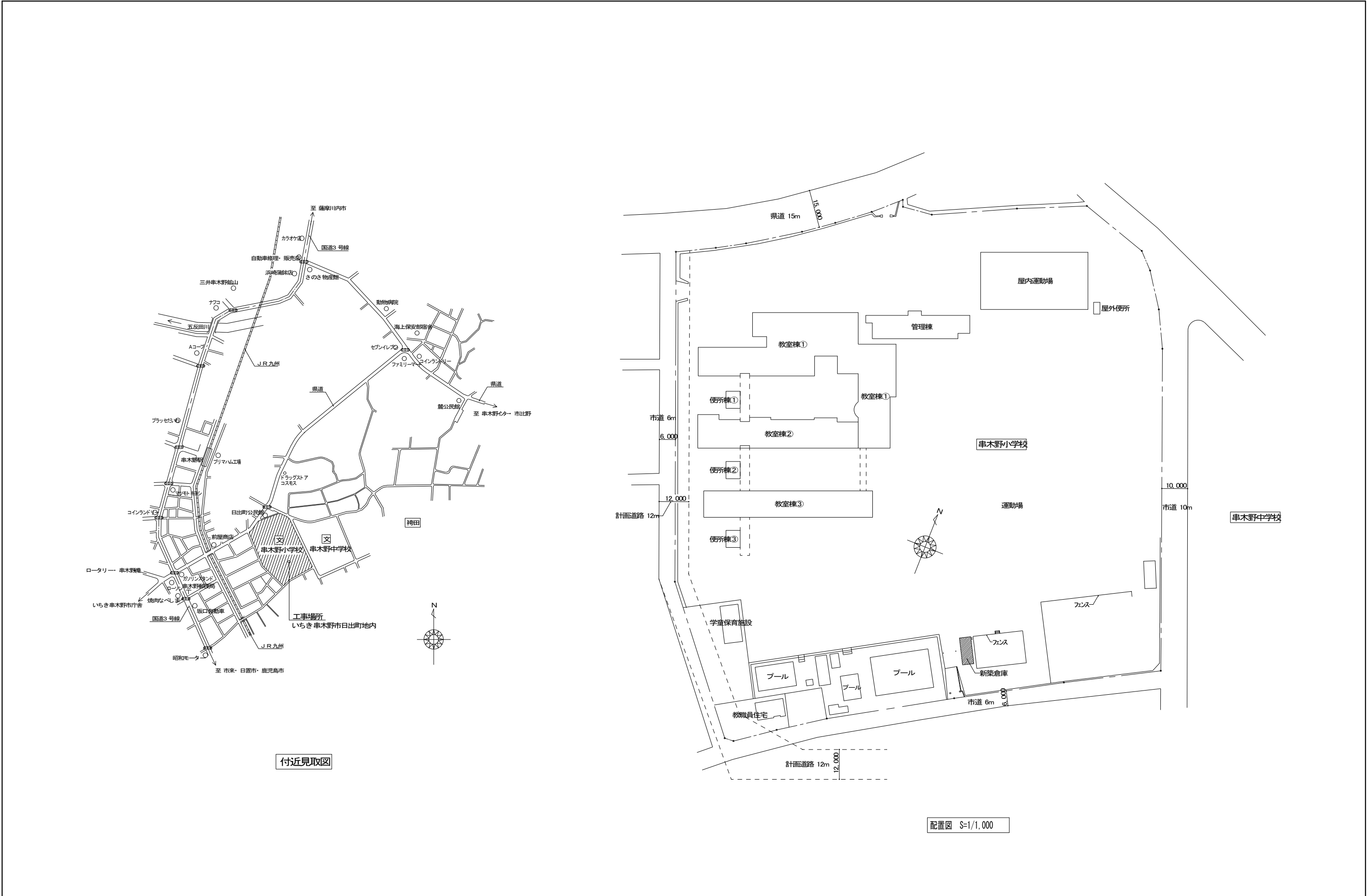
杉材厚15(釘3本打)

杉正数30×30×50

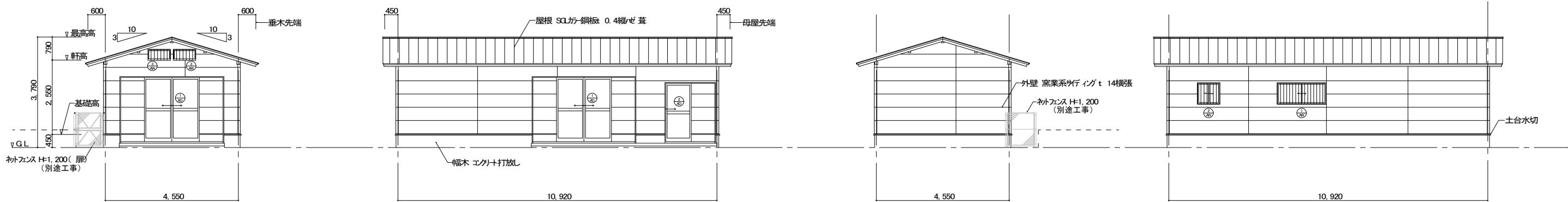
φP2固定

クレオソート塗布

14 樹木の枯補償 ※引渡しの日から1年 ・ () [公共標仕23.3.4] [公共標仕23.3.6]



ME MO	一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号		設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴	工事名称	串木野小学校体育倉庫新築工事	設計年月	2025(R7) 年 3月	図面番号 T 7
				図面名称	体育倉庫 付近見取図, 配置図	縮尺	S=1/1,000	



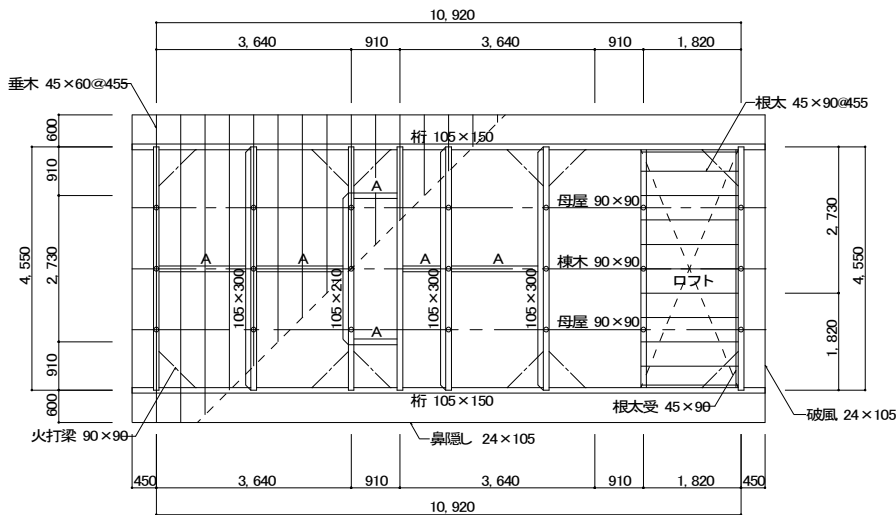
北側立面図 S=1/100

西側立面図 S=1/100

南側立面図 S=1/100

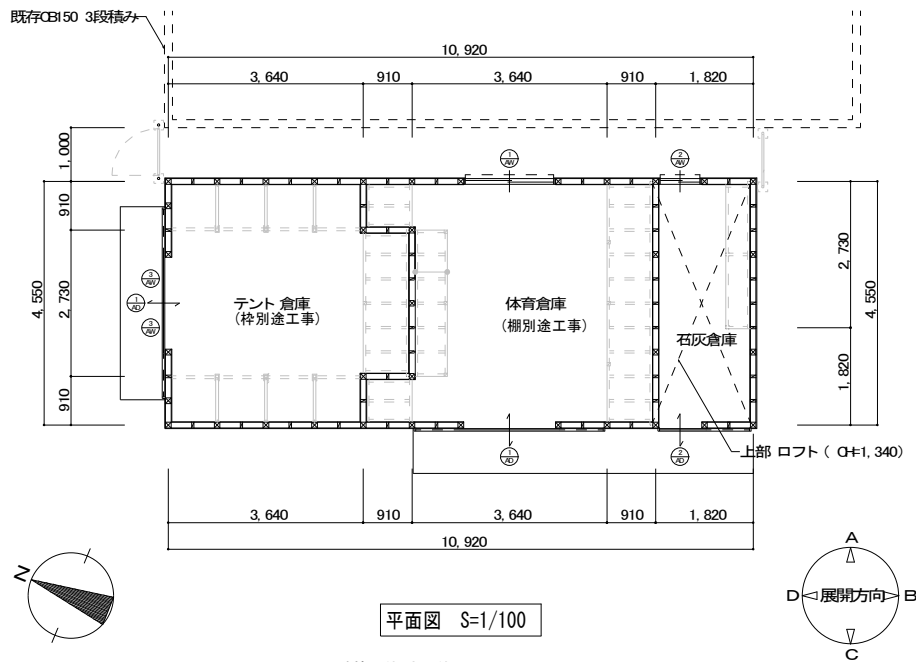
東側立面図 S=1/100

工事概要		外部仕上表 ※合板は、F4級とする。			
工事名称	串木野小学校体育倉庫新築工事	屋 根	SGL方鋼板 0.4緩む葺	けらば	杉 24×105 SGP壁
工事場所	いちき串木野市日出町地内		下地: 合板 12、アスファルトフィング 940	鼻隠し	同 上
用 途	小学校 体育倉庫	外 壁	窯業系サイディング t14横張 (塗装品、同質コナ)	土台水切	SGL方鋼板 0.35加工
構造規模	木造(在来工法)、平家建て、延べ 49.68 m2		下地: 透湿防水シート	出入口土間	コンクリート仕上
設備工事	なし	軒 裏	屋根下地材表し	建 具	アルミ合金製(窓: 格子付)
外構工事	ネットフェンス設置、表示板移設	幅 木	コンクリト仕上	硝 子	6.8mm網入型
整 地	工事完成時は、建物周辺を整地のこと。				
内部仕上表 ※合板(棚を含む)は、F4級とする。					
室 名	床	幅 木	腰・壁	天 井	備 考
テント 倉庫	コンクリト仕上げ	コンクリト打放し	合板張 9	屋根下地材表し	棚 ネット受枠
体育倉庫	同 上	同 上	同 上	同 上	棚
ロフト	合板張 12		同 上	同 上	
石灰倉庫	コンクリト仕上げ	コンクリト打放し	同 上	ロフト 床材表し	棚
その他 特記事項					
1. 建築材料の品質は、建築基準法第37条を遵守すること。					



小屋伏図 S=1/100

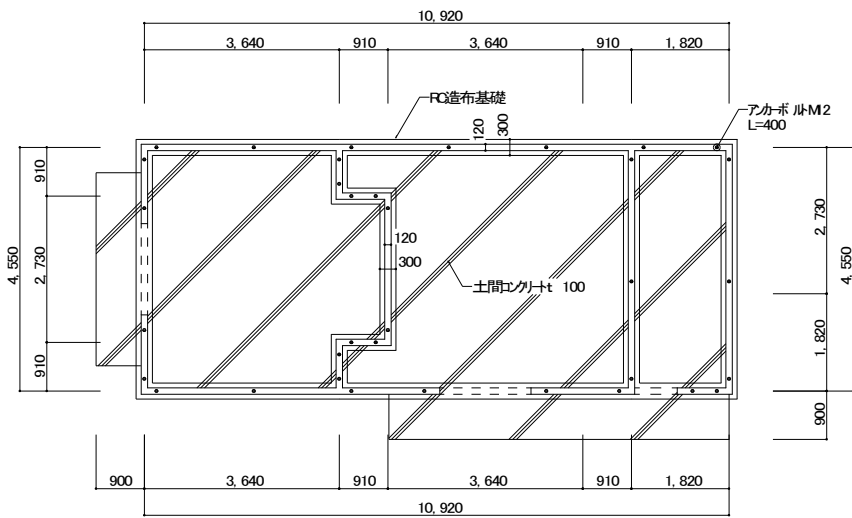
- 凡例
- A: 梁材 105×105
 - ・ 特記なき梁材等 105×150



平面図 S=1/100

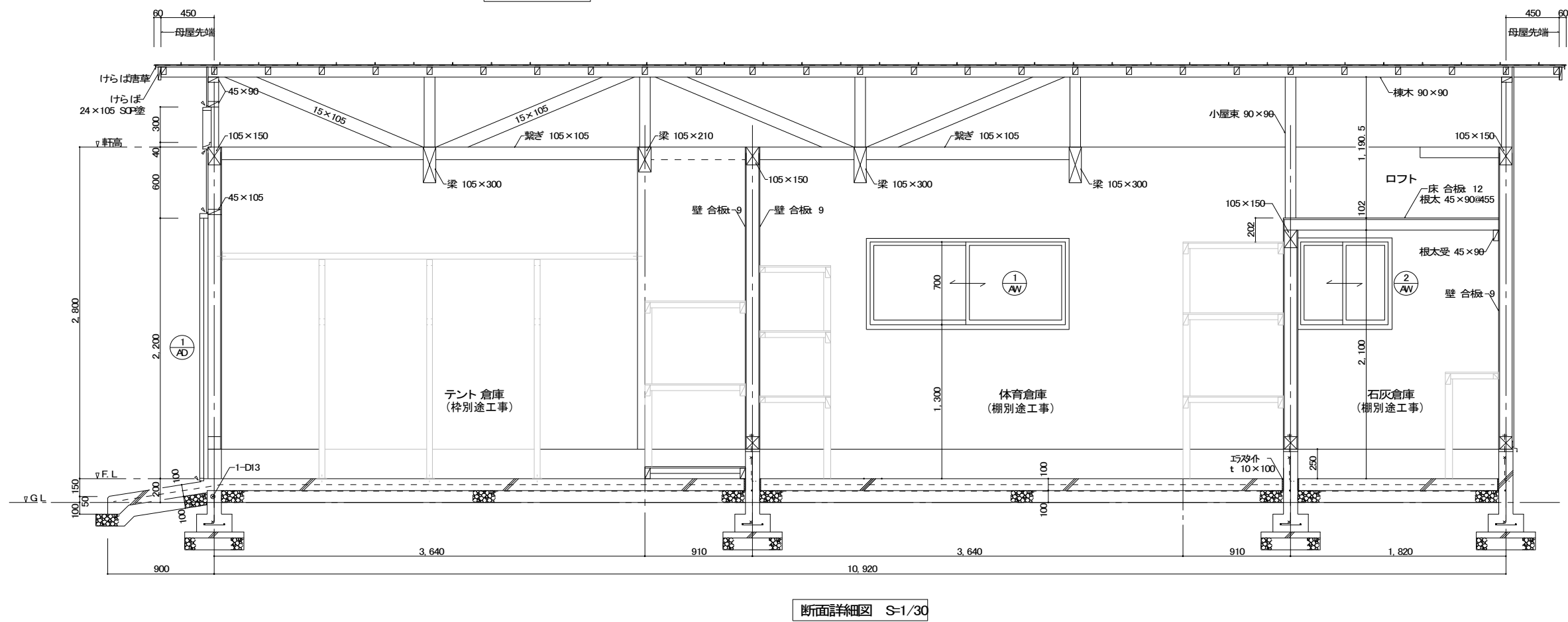
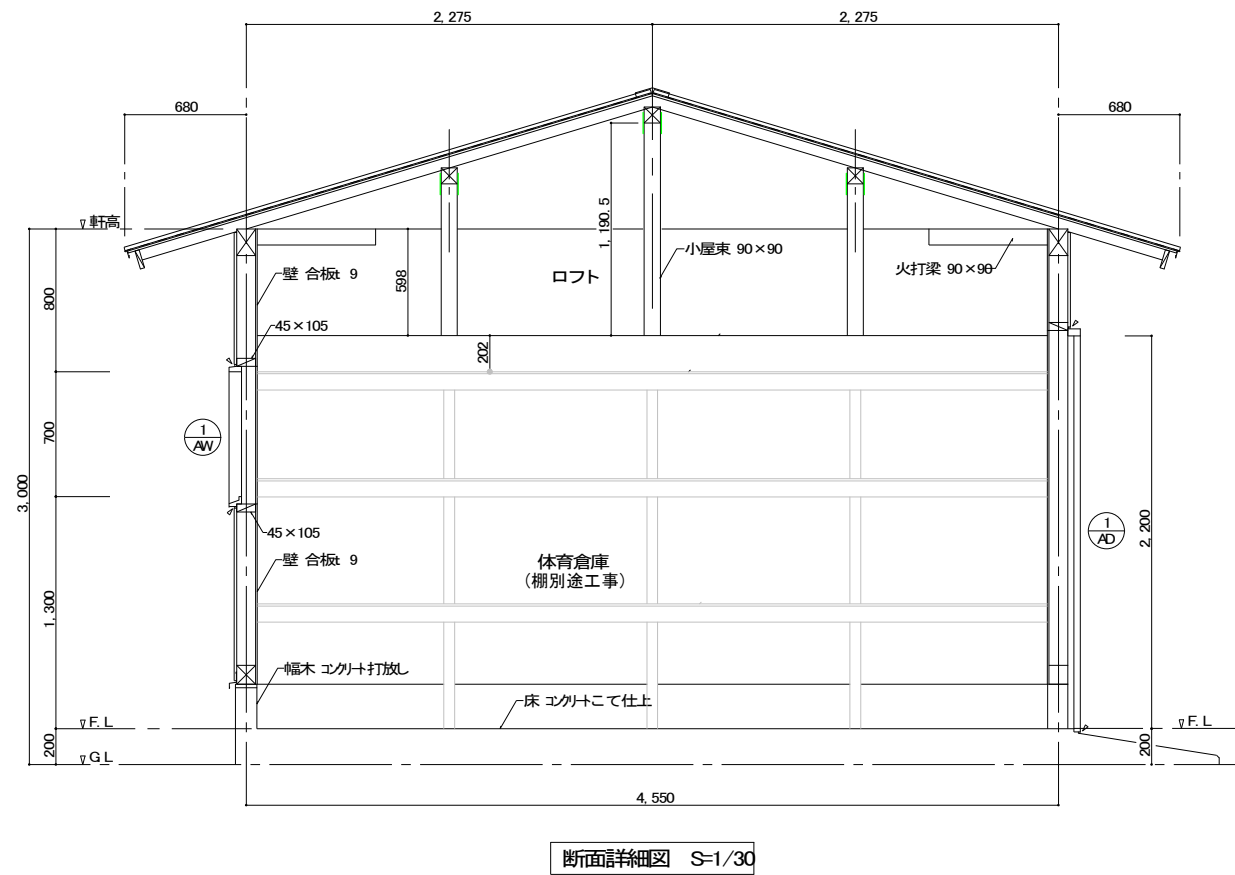
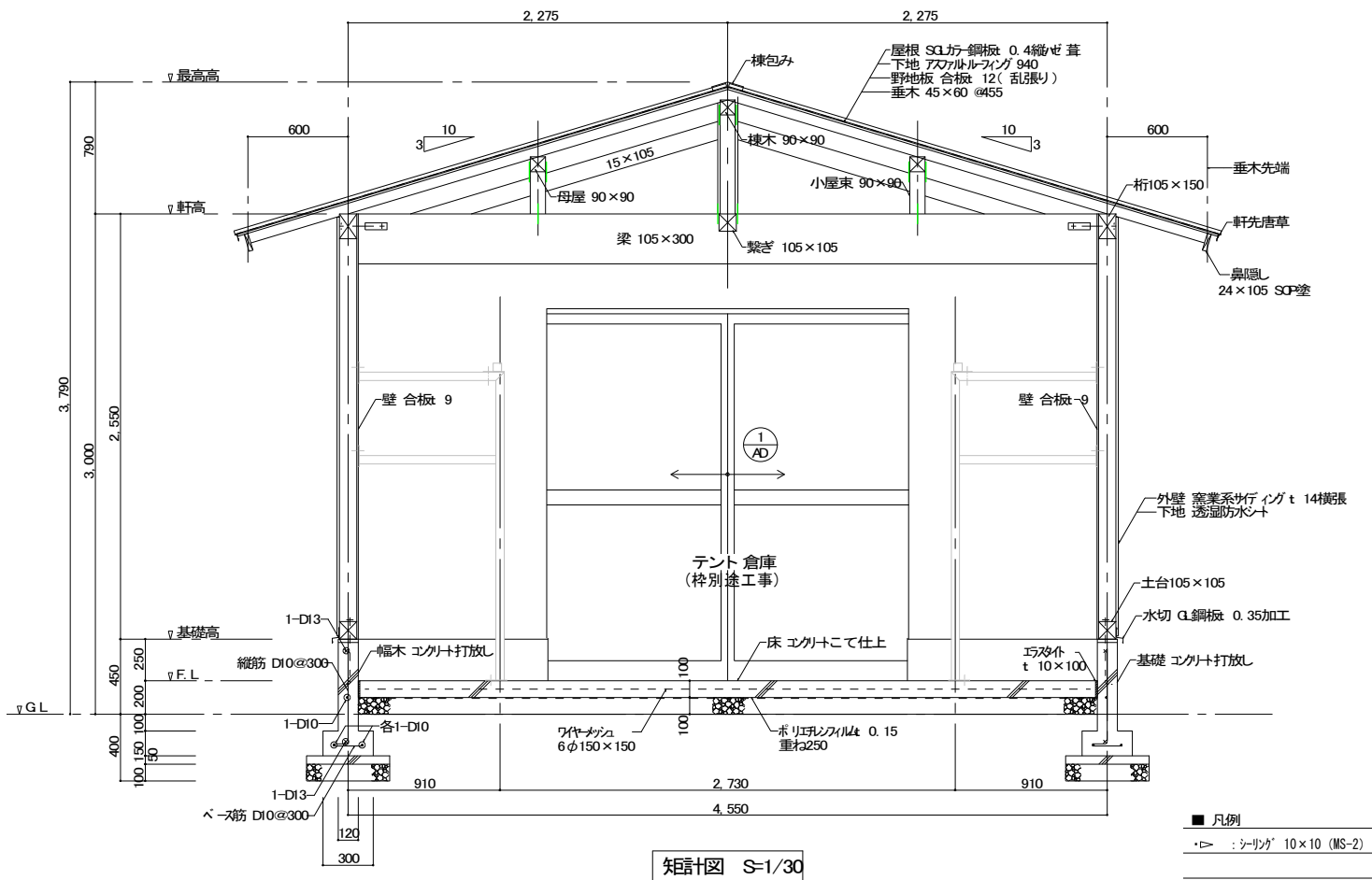
※ 建築面積・床面積=10,920×4,550=49.68 m2

■ 共通事項	
コンクリート	基礎: Fc = 21 N/mm ² (21-15-20) 土間、捨て: Fc = 18 N/mm ² (18-15-20)
鉄筋	SD295A (D10, D13)
ワイヤーメッシュ	6φ-150×150 (重ね1節半)
木材	杉 (KD材)



基礎伏図 S=1/100

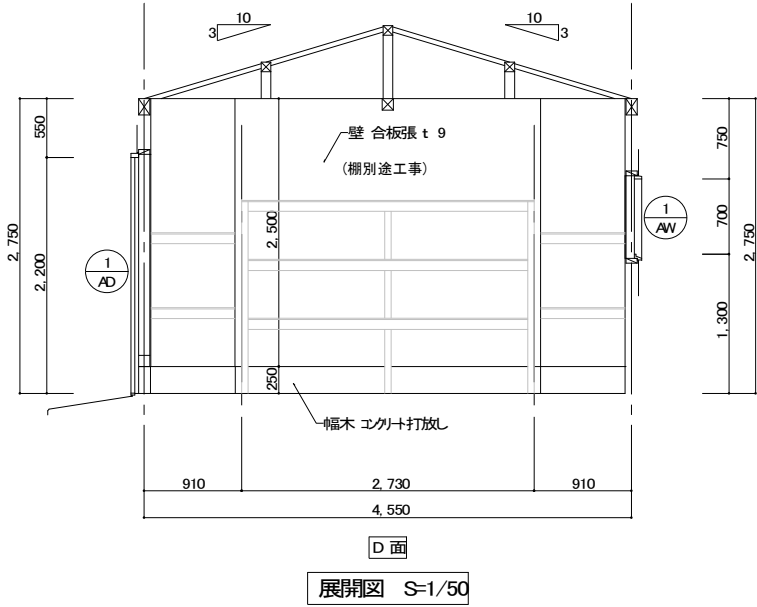
MEMO	一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号	設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴	工事名称 串木野小学校体育倉庫新築工事	設計年月 2025(R7) 年 3月	図面番号 縮尺 S=1/100
	鹿児島県いちき串木野市緑町161番地	TEL (0996)-32-1526 FAX (0996)-32-1356	図面名称 体育倉庫 工事概要、仕上表、平面図、立面図、各伏図		

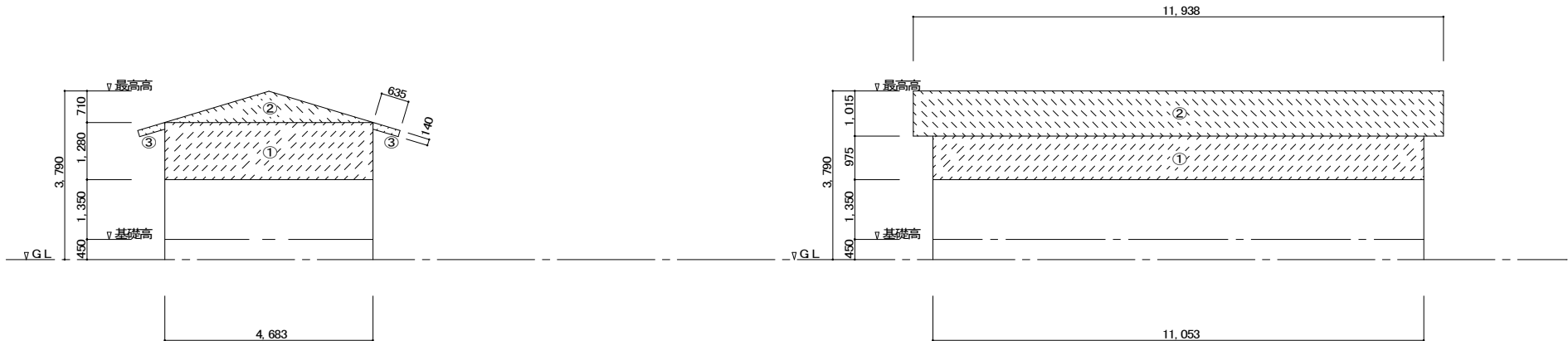


ME MO	一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号		設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴	工事名称	串木野小学校体育倉庫新築工事	設計年月	2025(R7) 年 3月	図面番号 T 9
	鹿児島県いちき串木野市緑町161番地			図面名称	体育倉庫 矩計図, 断面詳細図, 母木詳細図	縮尺	S=1/20 S=1/30	
		TEL (0996)-32-1526						
		FAX (0996)-32-1356						

建具表 S=1/50 ※ カジ性能は、S-2、A-3、W3以上とする。

符 号	1 AD 数量: 2	2 AD 数量: 1	1 AW 数量: 1	2 AW 数量: 1	3 AW 数量: 2	
形状・寸法	※ 木造下地 	※ 木造下地 	※ 木造下地 	※ 木造下地 	※ 木造下地 	
名 称	引分け戸	片引き戸	引違い窓	引違い窓	嵌殺し窓	
材質・見込	アルミ合金、枠見込: 70	アルミ合金、枠見込: 70	アルミ合金、枠見込: 70	アルミ合金、枠見込: 70	アルミ合金、枠見込: 70	
付属金物	シンダー錠、引手、他1式	シンダー錠、引手、他1式	クレット、他1式	クレット、他1式	1式	
硝 子	3mmアルミパネル	3mmアルミパネル	6.8mm網入型	6.8mm網入型	6.8mm網入型	
備 考	ステンスール	ステンスール	アルミ面格子	アルミ面格子	アルミ面格子	





X 方向求積図 S=1/100

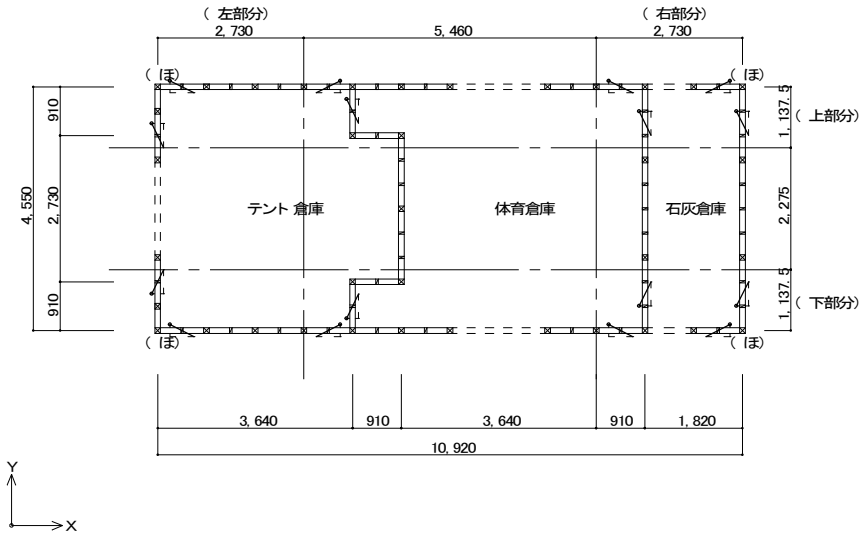
X 方向面積(風圧力, m2)
①=4.683×1.280=5.995
②=4.683×0.710×1/2=1.663
③=0.635×0.140×2=0.178
合計=7.84

Y 方向求積図 S=1/100

Y 方向面積(風圧力, m2)
①=11.053×0.975=10.777
②=11.938×1.015=12.118
合計=22.90

■ 耐力壁量の検討 (m)※ 在来工法 筋かい壁 地震力: 施行令第43条(二), 風圧力: 一般区域									
階	方向	水平力	面 積	単位壁量	必要壁量	採 用 必要壁量	設計壁量 計算式		判定 (設計壁量/必要壁量)
1 階	X 方向	地震力	49.68	0.11	5.47	5.47	2.0×0.910×8.0ヶ所=14.56		2.66≥1.00 ∴OK
		風圧力	7.84	0.50	3.92				
	Y 方向	地震力	49.68	0.11	5.47	11.45	2.0×0.910×10.0ヶ所=18.20		1.58≥1.00 ∴OK
		風圧力	22.90	0.50	11.45				

■ 耐力壁配置バランスの検討 (m)※ 在来工法 筋かい壁 地震力: 施行令第43条(二), 風圧力: 一般区域							
階	方 向	位 置	面 積	必要壁量	存在壁量	壁量充足率 (存在壁量/必要壁量)	壁率比の判定 (壁率比≥0.5又は両壁充足率>1.0)
1 階	X 方向	上部分	12.43	12.43×0.11=1.37	2.0×0.910×4ヶ所=7.28	充足率>1.0	両壁の充足率>1 ∴ OK
		下部分	12.43	12.43×0.11=1.37	2.0×0.910×4ヶ所=7.28	充足率>1.0	
	Y 方向	左部分	12.43	12.43×0.11=1.37	2.0×0.910×2ヶ所=3.64	充足率>1.0	両壁の充足率>1 ∴ OK
		右部分	12.43	12.43×0.11=1.37	2.0×0.910×6ヶ所=10.92	充足率>1.0	



筋かい・柱配置図 S=1/100

■ 凡例表		
表 示	名 称	仕 様
	柱	杉, 105×105
	間柱	杉, 45×105 @455
	片筋かい	杉, 45×90(壁倍率: 2.0) (2倍筋かいプレート: B-2)
	仕口記号 (告示仕様)	() 内記号は, 柱と横架材の仕口記号
注) 特記なき、筋かいが取付く柱と横架材の仕口記号は、(ろ)とする。		

木工事共通事項（木造在来軸組工法）

名 称	種別	部 位	樹 種	等 級	乾燥処理	代用樹種	仕 口	継 手	備 考	その他 特記事項	
構造材	甲 種	土 台	米桐・杉 防腐・防蟻処理材	特記仕様書参照		桧・松 防腐・防蟻処理材	隅部：大入れ小根ほぞ差し割くさび締又は片あり掛 T 字部など：大入れあり掛	腰掛あり 継ぎ又は腰掛かま継ぎ	防腐防蟻防虫圧注入品（ JAS K3相当）	1. この仕口・継手に依らない場合は、同等以上とする。	
		根太類	杉				大入れ落とし込み 釘N5打			2. 加工前、プレカット 図を提出し 承諾を得ること。	
		梁	集成材				桁にかぶとあり掛け又は渡りあご 羽子板 巾締 桁に大入れあり掛 羽子板 巾締	桁上で台持継ぎ M12 巾締又は追掛け大栓継ぎ 桁当りは渡りあご 手違いあご 付 大引上で突付 釘N90打		3. 地面からの高さ 6m以内の外壁の軸組には、防腐・防蟻剤を塗布すること。	
		桁 類	杉				松・ 桧	通し 柱に傾ぎ大入れ短ほぞ差し 羽子板 巾締	追掛け大栓継ぎ又は腰掛かま継ぎ		
		火打梁						傾ぎ大入れ又は渡りあご又はすべりあご M2 巾締	—		
		筋かい						突付 筋かい プレート金物留め	—	筋かい端部の仕口金物類は特記による。	
		母屋・棟木						大入れあり 掛け あご 付打	腰掛かま継ぎ又は腰掛あり 継ぎ 釘N5-2本打		
		垂木類	軒先留め金物（くら金物・ひねり金物・垂木用金物）に配置し、母屋上でそぎ継ぎ 釘2本打								
	乙 種	柱	杉	特記仕様書参照	桧・集成材	桁類に短ほぞ差し金物留め又は長ほぞ差し込み栓打	—	耐力壁の柱と 横架材の仕口金物類は特記による。			
		間 柱				大入れ 釘N5打	—				
束 類		床束：突付あご 付打、小屋束：短ほぞ差しあご 付打				—					
その他	合 板	野地板	構造用合板 （ 特類 針葉樹2級 O-D）					乱に配置し、受材芯で突付	t 12, F ☆☆☆☆		
		床・ 壁	普通合板 （ ラノ合板 I 類）					受材芯で突付	t 12, t 9, F ☆☆☆☆		

筋かい端部の仕口				柱と横架材の仕口表（耐力壁）												
（告示第1460号第1号）				※ ○印を適用する。横架材とは、梁・桁・胴差・土台を示す。												
（告示第1460号第2号）																
使用筋かい		仕口記号	接合方法		金物		柱の位置 軸組の種類		平家部分又は、最上階の柱		図面表示	記号	接合方法		金 物	
木材(杉) 45×90		(二)	厚さ2.3mmの銅板添え板を、筋かいに対して径12mmのボルト 締め及び長さ50mm 径4.5mmの スクリュー釘7本平打ち、柱及び横架材に対してそれぞれ長さ50mm 径4.5mmのスクリュー釘筋かいプレート 5本打ちとしたもの。		出 隅	その他の 軸組端部			(い)	短ほぞ差し、かすかい打ち。		かすかい (C120)				
					仕口記号	仕口記号			(ろ)	長ほぞ差し 込み栓打ち 若しくは厚さ2.3mmのL字型の銅板添え板を、柱及び横架材に対してそれぞれ長さ6.5cmの太め鉄丸釘を 5本平打ちとしたもの。		かど金物 (P-L)・釘 (ZB5)				
【 特記事項】 1. 使用金物等は、JISの規格品・マーク表示金物又は同等以上の品質を有するもの。 2. この接合方法によらない場合は、これらと同等以上の引張耐力を有する接合方法とする。				片筋 かい	木 材 30×90	筋かい下部が 取り付く 柱	(ろ)	(い)	筋かい 配置図	(は)	厚さ2.3mmのT字型の銅板添え板を用い、柱及び横架材にそれぞれ長さ6.5cmの太め鉄丸釘を5本平打ちとしたもの若しくは厚さ 2.3mmのV字型の銅板添え板を用い、柱及び横架材にそれぞれ長さ9cmの太め鉄丸釘を4本平打ちとしたもの。		かど金物 (P-T)・釘 (ZB5) 又は、山形プレート (VP)・釘 (ZB0)			
その他の柱	(に)	(ろ)	(に)			厚さ3.2mmの銅板添え板に径12mmのボルト を溶接した金物を用い、柱に対して径12mmのボルト 締め、横架材に対して厚さ4.5mm 、40mm角の角座金を介してナット 締めしたもの若しくは厚さ3.2mmの銅板添え板を用い、上下階の連続する柱に対しそれぞれ 径12mmのボルト 締めとしたもの。		羽子板ボルト (SB) 又は短ざく 金物 (S)								
木 材 45×90	筋かい下部が 取り付く 柱	(は)	(ろ)			(は)	厚さ3.2mmの銅板添え板に径12mmのボルト を溶接した金物を用い、柱に対して径12mmのボルト 締め及び長さ50mm 径4.5mmスク リュー釘打ち、横架材に対して厚さ4.5mm 40mm角の角座金を介してナット 締めしたもの又は厚さ3.2mmの銅板添え板を用い、 上下階の連続する柱に対してそれぞれ径12mmのボルト 締め及び長さ50mm 径4.5mmのスクリュー釘打ちとしたもの。			羽子板ボルト (SB)・スクリュー釘 (ZS50) 又は、短ざく 金物 S・スクリュー釘 (ZS50)						
	その他の柱	(は)				(へ)	厚さ3.2mmの銅板添え板を用い、柱に対して径12mmのボルト を2本、横架材、布基礎若しくは、上下階の連続する柱に対し、当該銅 板添え板に止め付けた径16mmのボルト を介して緊結したもの。			ホールダウン金物 (HD-B10、HD-N10、S+D10)						
【 特記事項】 1. 使用金物等は、JISの規格品・マーク表示金物又は同等以上の品質を有するもの。 2. この接合方法によらない場合は、これらと同等以上の接合方法とする。																

仕口参考図

※ ・ 使用金物等は、JISの規格品・マーク表示金物又は同等以上の品質を有するもの。筋かい端部： この接合方法によらない場合は、これらと同等以上の引張耐力を有する接合方法と様々横架材： この接合方法によらない場合は、これらと同等以上の接合方法とする。

筋かい端部	柱と横架材（ 耐力壁）	（告示第1460号第2号）		柱と横架材（ 非耐力壁）	※ 下図のいずれかによるか又は、同等以上の緊結方法とする。。		
木材45×90 仕口記号（二）	仕口記号（ろ）	仕口記号（は）	仕口記号（は）	仕口記号（ほ）	【 短ほぞ差し、ひら金物当て釘打ち】	【 短ほぞ差し、かすかい打ち】	【 長ほぞ差し、込み栓打ち】
2倍筋かいプレート 筋かい 45×90 横架材 柱 ・2倍筋かいプレート（P-2） ・取り付け方法は、メーカー仕様に依る。	長ほぞ差し、込み栓打ち 横架材 柱 ※ 込み栓は、18×18のナラ・カシ等の広葉樹とする。 ・かど金物（Q-L） ・柱に5-ZN65（平打ち） ・横架材に5-ZN65（平打ち） かど金物（Q-L） 横架材 柱（短ほぞ差し） 山形プレート（VP） 横架材 柱 ※ 柱は短ほぞ差しとする。 ・かど金物（Q-T） ・柱に5-ZN65（平打ち） ・横架材に5-ZN65（平打ち） ・山形プレート（VP） ・柱に4-ZN80（平打ち） ・横架材に4-ZN80（平打ち）	かど金物（Q-T） 横架材 柱 ・かど金物（Q-T） ・柱に5-ZN65（平打ち） ・横架材に5-ZN65（平打ち） 山形プレート（VP） 横架材 柱 ・山形プレート（VP） ・柱に4-ZN80（平打ち） ・横架材に4-ZN80（平打ち）	M2 梁類 羽子板ボルト（SB-F） M2 ZS50 柱 （註）角座金はW4.5×40とする。 M2 ZS50 羽子板ボルト（SB-F） 土台 基礎 M2	横架材 ひら金物（SM-12） 柱 ・ひら金物（SM-12） ・柱に2-ZN65（平打ち） ・横架材に2-ZN65（平打ち） 土台 柱 ひら金物（SM-12）	横架材 かすかい（CI20） 柱 ・かすかい（CI20） 土台 柱 かすかい（CI20）	横架材 込み栓（18×18） 柱 ※ 込み栓は、ナラ・カシ等の広葉樹とする。 土台 柱 込み栓（18×18）	

ME MO

一級建築士事務所
知事登録 第1-3-66号
立石建築設計事務所
E-mail : tateishi@po5.synapse.ne.jp
TEL (0996)-32-1526
FAX (0996)-32-1356

設計者
大臣登録 第133050号
一級建築士 立石 功貴

工事名称
串木野小学校体育倉庫新築工事
図面名称
体育倉庫 木工事共通事項 仕口表 仕口参考図

設計年月
2025(仮) 年 3月
縮尺
NO SCALE

図面番号

T | 12